

定期安全管理審査受審の手引き

- 火力発電設備編 -

2019.8

日本検査株式会社 安全管理審査室

目 次

1. 本書の目的

2. 定期安全管理審査の申請

- 2.1 申請の範囲
- 2.2 申請者の区分
- 2.3 審査種類別の受審時期
- 2. 4 火力設備における定期事業者検査の実施時期
- 2.5 申請の単位
- 2. 6 法定事業者検査について
- 2. 7 審査申請書の作成要領
- 2.8 審査申請書の提出期限及び提出先

3. 法定事業者検査及び安全管理審査の実施

- 3. 1 定期事業者検査および安全管理審査に関する法令要求
- 3. 2 安全管理審査における役割分担
- 3.3 定期事業者検査および安全管理審査のフロー

4. 定期安全管理審査の受審

- 4. 1 安全管理審査の申請および受審
- 4. 2 安全管理審査の基準および審査項目
- 4. 3 文書審査
- 4. 4 申請書発行後、実地審査までの情報連絡
- 4.5 実地審査
- 4.6 実地審査終了後の追加業務

5. 審査結果および評定の通知

- 5.1 審査結果の国への通知
- 5. 2 国からの評定結果の通知

6. 審査料金の見積と支払い

- 6.1 審査料金の見積
- 6.2 審査料金の支払い

7. 参考情報

- 7. 1 定期事業者検査体制作りの進め方
- 7. 2 お問合せ先

(様式─1~8) (内規様式1~8) (内規添付資料1、1-1,2,4,6 & 7)

1. 本書の目的

本書は、登録安全管理審査機関である当社が申請受理する電気事業法第55条の第4項の定期 安全管理審査の実施要領と申請者(設置者)側での準備事項等につき説明することを目的として います。

2. 定期安全管理審査の申請

2.1 審査の範囲

法定事業者検査(定期事業者検査)が行われる事業用電気工作物を設置する場合には、定期安全管理審査を受審する必要があり、登録安全管理審査機関がこれを実施する範囲は、「火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物」と定められていますが、本書ではその内、「火力発電設備、燃料電池発電設備に属する電気工作物」を対象としています。(風力発電設備編は、別資料として掲載)

定期安全管理審査の受審が求められている設備の範囲は、施行規則第94条に以下の通り規定 されています。

出力 1,000kw 以上の発電設備に係る蒸気タービン本体及びその附属設備 ボイラー及びその附属設備 独立過熱器及びその附属設備 蒸気貯蔵器及びその附属設備 出力 1,000kw 以上の発電設備に係るガスタービン (内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となって燃焼用の

に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。)

火力 及び 燃料電池

液化ガス設備

(液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項及び第2項並びに第24条の2に規定する事業所に該当する火力発電所の原動力設備に係るものに限る。)

圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であって、高圧ガス保安法第2条

燃料電池用改質器

(最高使用圧力 98kPa 以上の圧力を加えられる部分がある燃料電池用改質器のうち、出力 500kw 以上の発電設備に係るものであって、内径が 200mm を超え、かつ、長さが 1000mm を超えるもの及び内容積が 0.04mm³を超えるものに限る。)

ガス化炉設備

脱水素設備

2.2 申請者の区分

定期安全管理審査を受審する場合の申請者の立場は、施行規則第94条の5に記されているように下記の通りに区分されます。

(火力設備および燃料電池設備)

① 6号組織(火力6号組織)

定期事業者検査の実施につき体制がとられている組織で、大部分の組織が受審される区分 がこの区分です。 (以前の個別組織)

② 1号組織(火力1号組織)

定期事業者検査の実施によって十分な体制がとられている組織で、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施している組織であって、定期事業者検査終了日と前回通知を受けた日から起算して6年を超えない時期期限内に安全管理審査を受審する組織。

③ 2号組織(火力2号組織)

定期事業者検査の実施によって十分な体制がとられている組織で、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施している組織であって、定期事業者検査終了日と前回通知を受けた日から起算して4年を超えない時期期限内に安全管理審査を受審する組織。

④ 3号組織(火力3号組織)

定期事業者検査の実施によって十分な体制がとられている組織で、定期事業者検査終了日 と前回通知を受けた日から起算して3年を超えない時期期限内に安全管理審査を受審する組 織。

⑤ 4号組織(火力4号組織)

設置者が定期事業者検査の実施に対する十分な体制を維持することが困難となった組織。 なお、十分な体制の維持が困難となる例としては、1~3号組織が次回の安全管理審査 受審の時期前に発電設備」

⑥ 5号組織(火力5号組織)

1~3号の組織で、規定する日までに定期事業者検査の時期が到来しなかった組織。

2.3 審査種類別の受審時期

現在の希望する組織区分毎の審査の受審時期及び審査基準は、以下のように区分されます。 なお、火力第1号~第3号、風力第1号~第2号に規定する組織が管理する事業場において、 規定の受審時期前に、法第48条第1項に基づく工事計画の届出を要する事業用電気工作物の 変更の工事が行われた場合、当該変更工事によって増設された設備は既に評定された法定事業 者検査実施体制に含め、次回の安全管理審査の時に合わせて受審することができます。

表 2 - 1 安全管理審査の受審時期

	定期事業者検査を実施する組織区分	受審時期
	省令第94条の5第1項第6号に掲げる 組織(火力 第6号組織)	定期事業者検査を行う時期*
火	省令第94条の5第1項第1号に掲げる 組織(火力 第1号組織)	法第51条第7項の通知を受けた日から6年3月を超 えない時期
カ及び	省令第94条の5第1項第2号に掲げる 組織(火力 第2号組織)	法第51条第7項の通知を受けた日から4年3月を超 えない時期
燃料	省令第94条の5第1項第3号に掲げる 組織(火力 第3号組織)	法第51条第7項の通知を受けた日から3年3月を超 えない時期
電池	省令第94条の5第1項第4号に掲げる 組織(火力 第4号組織)	設置者が定期事業者検査の実施につき十分な体制を維 持することが困難となった時期
	省令第94条の5第1項第5号に掲げる 組織(火力 第5号組織)	第1号から第3号までに規定する組織であって、同各号に規定する日までに定期事業者検査の時期が到来しなかった場合は、定期事業者検査を行う時期

*定期事業者検査終了から3か月内が目途

2. 4 火力設備における定期事業者検査の実施時期

火力設備における定期事業者検査の実施時期は、「内規様式7及び8 設置者に対する審査及び評定結果の通知様式」の定期事業者検査の時期の項目で示す時期となります。以下、インセンティブが付与されている各組織区分による定期事業者検査の実施時期について、「表 2 - 2 定期事業者検査の実施時期」に示します。

表 2 - 2 定期事業者検査の実施時期

5000000000000000000000000000000000000	検査の実施時期(検査終了日から超えない時期)		
評定された組織区分	ボイラー等※	蒸気タービン	その他の設備
火力 第1号組織	最大6年	最大6年	
火力 第2号組織	最大4年	省令第94条の2第1 項に定める時期(4年)	省令第94条の2 第1項に定める 時期
火力 第3号組織	省令第94条の2第1項 に定める時期(2年)	省令第94条の2第1項 に定める時期(4年)	נאניי

2.5 申請の単位

申請の単位は、申請者の組織区分とは関係なく主任技術者の選任範囲、兼任範囲である事業場又は設備単位「発電所ごとに定期事業者検査を実施する体制」又はいわゆる「複数の発電所一体の共通の定期事業者検査実施体制」を構築している定期事業者検査実施組織単位です。

「複数の発電所一体の共通の法廷事業者検査実施体制」とは、各発電所の定期事業者検査 実施組織の上位組織が、複数の発電所において共通のマニュアル、手順書等を策定し、各発 電所の定期事業者検査実施組織が共通のマニュアル、手順書等(上位組織で定められるマニュアル、手順書等以外で、発電所(建設所を含む)ごとにその設備実態に応じた手順書等を 作成する場合は、作成手順を具体的に示した文書等が上位組織において策定され、その手順ど おりに作成されている必要があります)に従い定期事業者検査を実施する体制を言います。

次に、火力6号組織が複数の発電設備を同一申請書にまとめて申請できるのは、前記申請の単位に加えて同時期に複数の発電設備の定期事業者検査を行なう場合です。この場合の同時期とは、最も早く自主検査が完了した設備の検査完了日(試運転終了日)から3ヶ月程度内に審査を行なえる事業者検査の範囲を言います。(図2-1参照)

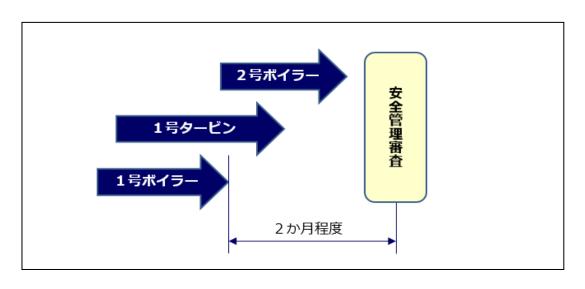


図2-1 同一申請書にまとめることが出来る自主検査の範囲

2. 6 法定事業者検査について

法第51条第1項による法定事業者検査(定期事業者検査)を適切に実施するため、定期事業 者検査実施組織には、検査責任者及び主任技術者が含まれていることが必要です。なお、検査責 任者と主任技術者は兼務することもできます。また、登録安全管理審査機関が定期事業者検査に おいて協力した場合には、当該登録安全管理審査機関は、当該定期事業者検査に係る安全管理審 査を実施することはできません。

2. 7 審査申請書の作成要領及び提出先

2.7.1 審査申請書の記載例

当社への定期安全管理審査の申請書記載例を**様式 -1**に示していますので、これを参考に申

請書の作成を行なってください。

2.7.2 審査申請書への添付書類

申請書には以下に示す書類を添付して申請してください。

① 定期事業者検査体制表

事業者検査体制を記した書類です。

② **定期事業者検査マニュアル** (第1~5号組織および第6号組織であって第1~3号組織を目指す場合)

定期事業者検査組織の具体的検査実施要領を記した書類で、内規添付資料 1-2、4、6 に記された火力第1~5号組織に対する審査基準の要求事項を満足するための定期事業者検査体制を記した書類です。

③ 定期事業者検査要領書 (火力第6号組織の場合)

定期事業者検査組織の具体的検査実施要領を記した書類で 1、内規添付資料 1-1 に記された 火力第6号組織に対する審査基準の要求事項を満足する定期事業者検査体制を記した書類で す。この書類は事業者検査実施体制について記した「定期事業者検査要領書」と定期事業者検 査の具体的実施要領について記した「定期事業者検査実施要領書」に分けて作成される場合も ありますが、必ずしも分ける必要はなく、また、その名称も任意に決めることが可能です。 具体的なその作成要領等については、本書の7.1を参考にしてください。

④ 委任状(必要に応じて)

申請書は原則として、申請組織の代表者名で申請される必要がありますが、申請組織代表者の委任を受けて申請する場合には、委任状を添付願います。

- ⑤ 連絡窓口等 (様式 2)
- ⑥ 「前回の評定通知書」(前回の評定通知で第1~3号組織の場合のみ必要)
- ⑦ (溶接事業者検査がある場合)溶接事業者検査対象電気工作物概要

溶接事業者検査対象電気工作物の名称、主たる仕様内容、溶接部詳細一覧、開先図、溶接事業 者検査記録(総括表)、製品認証活用の有無等の情報又は資料を添付してご提出ください。

2.7.3 審査申請書の提出先

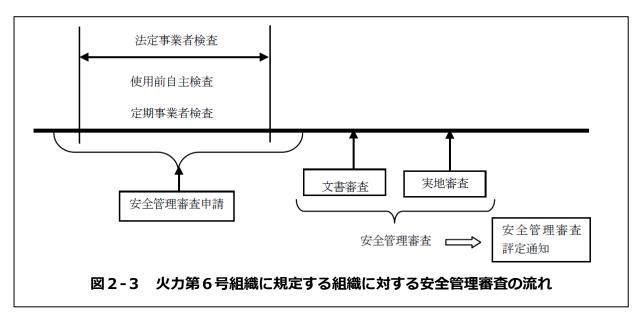
審査申請書の提出先は、すべて日本検査株式会社本社の安全管理審査室宛です。申請書及 び添付書類を郵送または持参願います。

2.8 審査申請書等の提出期限

2.8.1 審査申請書の提出および受審時期

① 火力第6号組織の場合

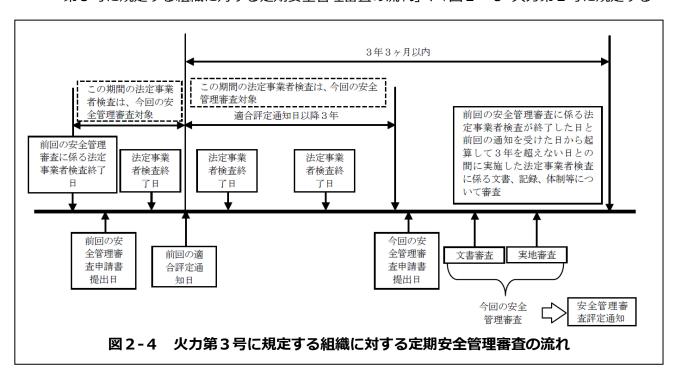
火力第6号組織(インセンティブを付与されていない組織)が法定事業者検査を行う場合は、 定期事業者検査を行う時期に安全管理審査申請を行う必要があります。この場合の安全管理 審査は、当該定期事業者検査に係る定期事業者検査実施体制及び定期事業者検査実績に対し て文書審査及び実地審査を行います。この概要を「図2-3 第6号組織に規定する組織に対 する安全管理審査の流れ」に示します。第6号組織の場合、定期事業者検査終了後1ヶ月以 内に申請願います。なお、実地審査実施日は、原則として、定期事業者検査終了後3ヶ月以内を 目途に設定されます。



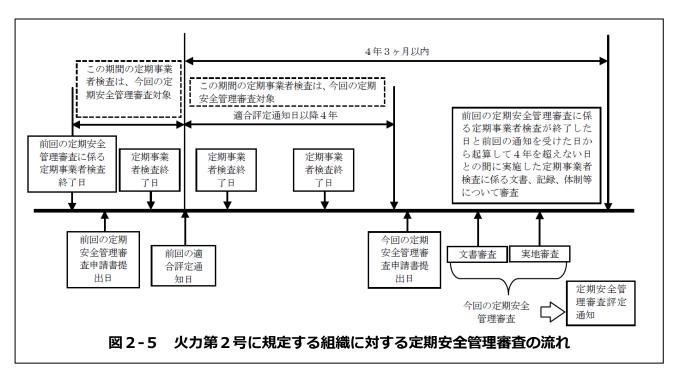
② 火力第1~3号組織の場合

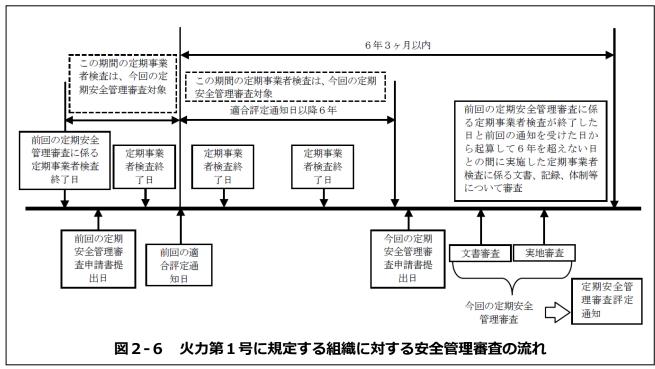
火力第1~3号組織が定期事業者検査を行う場合は、前回の安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から規定された(6、4又は3)年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについて、前回の通知を受けた日から規定された(6、4又は3)年+3月を超えない時期に安全管理審査を受審できるよう、受審希望日の原則**2か月前まで**に申請願います。

この組織に対する審査の内容は、前回の安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から規定された(6、4又は3)年を超えない日との間に実施した定期事業者検査の実施体制について、文書審査及び実地審査を行います。この概要を「図2-4 火力第3号に規定する組織に対する定期安全管理審査の流れ」、「図2-5 火力第2号に規定する



組織に対する定期安全管理審査の流れ」及び「図2-6 火力第1号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ」に示します。





火力第1号に規定する組織目標の定期安全管理審査を受けるには、火力第1号〜第3号に規定する組織として3年間継続している必要があります。また、定期事業者検査時期を4年又は6年を限度として延伸が可能となるのは、火力発電所に属する省令第94条第1号(蒸気タービン本体及びその附属設備)から第4号(蒸気貯蔵器及びその附属設備)までの電気工作物に限られます。

また、火力第1号に規定する組織が定期事業者検査を行う場合は、前回の通知において定期事

業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して6年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについて、前回の通知を受けた日から6年3月を超えない時期に定期安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要があります。

火力第2号に規定する組織が定期事業者検査を行う場合は、前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して4年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについて、前回の通知を受けた日から4年3月を超えない時期に定期安全管理審査を受審できるよう事前に審査機関に申請をする必要があります。

火力第1号に規定する組織における高度な運転管理に係る項目の審査では、設置者が主体的に保安水準を高めている日常的な保守・点検や設備安全性(Internet of Things (IoT)・所内専用監視設備等による常時監視・予兆把握などに係る力量を、設置者が自ら継続的に改善する運転管理体制の中で、その取組の妥当性を、審査機関は評価する必要があります。このため、内規様式1「高度な運転管理記録(総括表)様式例」に示す項目とその内容を記載した説明資料の提示が必要です。なお、火力設備に係る組織において設置者が取り組む要素の例を、「表2-3 火力設備に係る組織における設置者の取り組む要素の例」に示します。

表2-3 火力設備に係る組織における設置者の取り組む要素の例

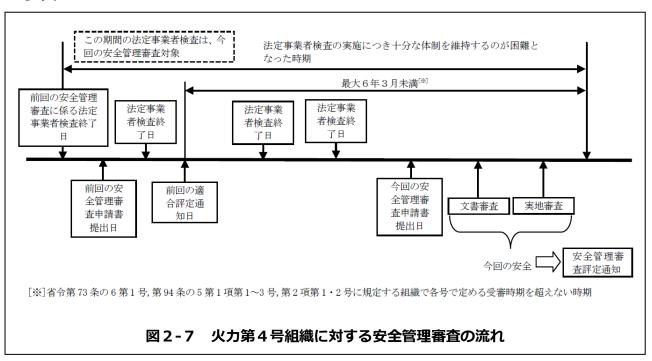
段階	設置者の取り組む要素	具体的な手順例
計画	・設備安全性を高めるために行う監視項目、分析に必要なデータ要素等の設定 ・上記項目を実施するための基盤整備 (IoT・所内専用監視設備等のシステム及び要員の力量設定を含む) ・異常が認められた際の対応手順の設定 ・IoT等の外部システムを利用する場合 には、開発事業者等との協力体制の確 保と機能保障に関する確認	①運転管理項目を主体とした予兆把握のための管理方針及び分析対象並びに分析を可能とするデータ採取間隔の設定 ②要員の力量を評価する仕組みの構築 ③分析・評価を外部事業者が実施する場合は、迅速な対応が可能な体制の構築やこれを担保する訓練等の実施 ④IoT等により外部システムと連携を図る場合のサイバーセキュリティ対策の実施 ⑤上記内容を含んだ手順・要領書等の作成
実施	・データ収集・蓄積・分析・評価の実施・分析・評価に基づく措置の実施	①異常兆候を分析・評価し、その時の具体的措置 など、実施内容に関する記録の作成と適切な 期間の保管②適切な期間のデータ保管③運転・補修部門など関係部署間での情報共有
評価 ・ 改善	・計画に対する見直し・変更の必要性評価及び改善の実施 ・(必要に応じて)設備安全性を更に高めるべく他の組織等での取組事例の情報収集と適用可能性の検討	①異常兆候の分析・評価を踏まえた分析対象、データ採取間隔等の再設定②適切な時期の評価・改善と記録の作成及び適切な期間の保管③外部事業者やIoT等の外部システムの不備・不具合に対する改善④(必要に応じて)事業環境変化等を考慮した新たな取組の採用に対する検討の実施

③ 火力第4号組織の場合

火力第1~3号組織または風力第1~2号組織であって、前回の安全管理審査に係る定期 事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して最大6年3月を超えない日と の間に定期事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織について は、困難となった時期に安全管理審査を受審できるよう事前に、審査機関に申請を行う必要 があります。この場合の実地審査の時期は、原則として、申請書受領後2ヶ月内を目途に設 定致します。

この組織に対する審査の内容は、前回の安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日 と前回の通知を受けた日から起算して各号に規定する日との間に実施した定期事業者検査実 施体制について、文書審査及び実地審査を行うものとします。

この概要を「図2-7 火力第4号、風力第3号組織に対する安全管理審査の流れ」に示します。

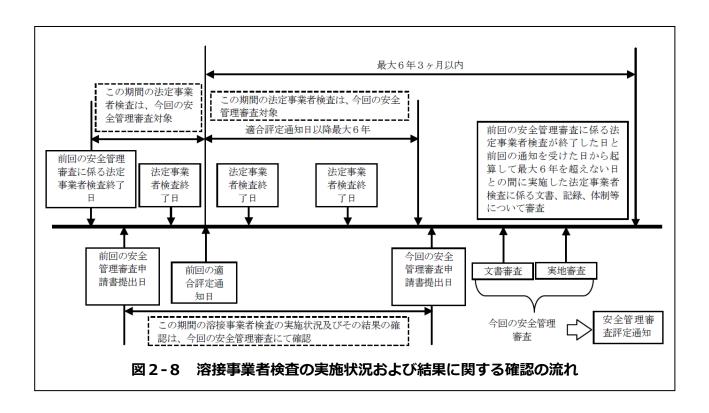


④ 溶接事業者検査の実施状況および結果確認について

火力設備及び燃料電池設備に対して定期事業者検査実施体制を構築した組織であって、前回の安全管理審査申請書を提出した日から、今回の安全管理審査申請書を提出した日までの間に溶接事業者検査を実施した場合には、申請に関わる組織単位で全ての溶接事業者検査の実施状況及びその結果について、「**内規添付資料1-7** 溶接事業者検査の実施状況及びその結果について、「**内規添付資料1-7** 溶接事業者検査の実施状況及びその結果に対していることを安全管理審査の中で併せて確認する必要があります。

溶接事業者検査の実施状況及び結果については、内規様式6「溶接事業者検査の実施状況

及びその結果に関する確認結果報告様式」を用いて報告されます。この概要を図2-8溶接 事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認の流れ」に示します。



3. 定期事業者検査及び安全管理審査の実施

3. 1 定期事業者検査および安全管理審査に関する法令要求

定期事業者検査対象設備の設置者は、「表 3-1 定期事業者検査に適用する関係法令等」を基本とする設備に対応した適用法令要求事項を明確にして、定期事業者検査を実施することが求められています。また、図3-1は、表3-1の法令要求の概要を示したものです。

表3-1 法定事業者検査に適用する関係法令等

	法令等名	文書番号	公布年月日	文書 種別
1	電気事業法	昭和 39 年法律第 170 号	昭和 39 年 7 月 11 日	法令
2	電気事業法施行令	昭和 40 年政令第 206 号	昭和 40 年 6 月 15 日	法令
3	電気事業法施行規則	平成 7 年通商産業省令第 77 号	平成7年10月18日	法令
4	発電用火力設備に関する技術基準を定める省 令	平成 9 年通商産業省令第 51 号	平成9年3月27日	法令
5	発電用火力設備に関する技術基準の細目を定 める告示	平成 12 年通商産業省告 示第 479 号	平成 12 年 8 月 2 日	法令
6	電気設備に関する技術基準を定める省令	平成 9 年通商産業省令第52号	平成9年3月27日	法令
7	発電用火力設備の技術基準の解釈	20130507 商局第 2 号	平成 25 年 5 月 17 日	内規、 通達
8	電気設備の技術基準の解釈	20130215 商局第 4 号	平成 25 年 3 月 14 日	内規、通達
9	電気事業法施行規則第94条の3第1項第1 号及び第2号に定める定期事業者検査の方法 の解釈	20170323 商局第 3 号	平成 29 年 3 月 31 日	内規、通達
10	火力設備における電気事業法施行規則第94 条の2第2項第2号に規定する定期事業者検 査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例 及び申請方法等について	20170323 商局第 3 号	平成 29 年 3 月 31 日	内規、通達
11	発電用火力設備における高クロム鋼に対する 寿命評価式の一部改正について	20140526 商局第 1 号	平成 26 年 5 月 30 日	内規、 通達
12	使用前・定期安全管理審査実施要領(内規) について	20170323 商局第 3 号	平成 29 年 3 月 31 日	内規、 通達
13	電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査 (火力設備)の解釈	20120919 商局第 71 号	平成 24 年 9 月 19 日	内規、 通達
14	電気事業法第 52 条に基づく火力設備に対する 溶接事業者検査ガイド	20120919商局第72号	平成 24 年 9 月 19 日	内規、 通達
15	電気事業法施行規則第 115 条第 1 項第 11 号 の解釈について	20170323商局第3号	平成29年3月31日	内規、 通達

主要な火力関連法規(解説)

電気事業法(昭和39年法律第170号)

法

電気事業法施行令 (昭和40年政令第206号)

施工令

電気事業法施行規則 (平成7年通商産業省令第77号)

省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 (平成9年通商産業省令第51号)

技術基準

発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示 (平成12年8月2日通商産業省告示第479号)

発電用火力設備の技術基準の解釈 (平成25年5月17日 20130507商局第2号) 技術基準 解釈

使用前·定期安全管理審査実施要領(内規)(平成29年3月31日 20170323商局第3号)

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈 (平成24年11月30日20121122商局第3号)

電気事業法施行規則 第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者の方法の解釈 (平成 29年3月31日20170323商局第3号)

電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈 (平成24年9月19日20120919商局第71号)

溶接事業者検 査解釈

電気工作物の溶接部に 関する民間認証規格 (火力)

電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド (平成24年9月19日20120919商局第72号) 平成29年3月31日改正

検査ガイド

(平成30年3月1日火 力原子力発電技術協

会)

火力発電所溶接事業者検査手引き (平成24年版+平成27年追補 2015年8月 火力原子力発電技術協会)

検査手引き

使用前検査 溶接検査 定期検査 電気事業法第48条第1項 電気事業法第52条第1項 電気事業法第55条第1項 (1) 検査対象

(I) 快且对象 範囲	電気事業法第51条第1項 施行規則第73条の2の2	施行規則第79条 施行規則第80条	施行規則第89条の2 施行規則第94条第1項
(2)検査の時期	電気事業法第51条第1項 施行規則第73条の3	電気事業法第52条第1項	電気事業法第55条第1項 施行規則第94条の2
(3)検査の方法	電気事業法第51条第1項・第2項 施行規則第73条の4	施行規則第82条	電気事業法第55条第1項 施行規則第94条の3
(4)検査終了 表示	-	施行規則第85条	-
(5)検査結果の 記録	電気事業法第51条第1項 施行規則第73条の5	電気事業法第52条第1項 施行規則第82条の2	電気事業法第55条第1項 施行規則第94条の4
(6)技術基準 適合義務	電気事業法第51条第2項 電気事業法第39条第1項	電気事業法第52条第2項 電気事業法第39条第1項	電気事業法第55条第2項 電気事業法第39条第1項
(7)審査の時期	電気事業法第51条第3項 施行規則第73条の6	_	電気事業法第55条第4項 施行規則第94条の5
(8)審査の方法	電気事業法第51条第3項 電気事業法第71条第2項 施行規則第110条	-	電気事業法第55条第4項 電気事業法第71条第2項 施行規則第110条
(9)審査申請	施行規則第73条の7	-	施行規則第94条の6第2項
(10)審査項目	電気事業法第51条第4項 施行規則第73条の8	-	電気事業法第55条第5項 施行規則第94条の7

図3-1 各関係法令及び要求条項

3. 2 安全管理審査における役割分担

安全管理検査の実施主体における役割分担を表3-2に示します。設置者は、定期事業者検査 を実施して対象設備が技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録・保存する必要 があります。

表3-2 安全管理検査の実施主体における役割分担

実施主体	担当業務	技術基準等の確認	備考
設置者	●法定事業者検査の実施●法定事業者検査業務一部委託の管理●安全管理審査の受審	法定事業者検査の合否判定を技術 基準に照らして全数確認を行う。	法定事業者検査の一部を委託 した場合でも同検査の最終責任 は設置者が負う。
審査機関		求に従って適切に構築され、機能してい	審査機関は安全管理審査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、安全管理審査を行わなければならない。
国 (評定)	●安全管理審査結果を元に評定定●審査結果、評定結果の設置者への通知●登録安全管理審査機関の管理監督	_	技術基準に適合していない場合 は、安全管理審査とは別に、設 置者に対して行政措置を行う。

3. 3 定期事業者検査および安全管理審査のフロー

法令要求事項に従い設置者が行う定期事業者検査のフローを図3-2~3-3に示します。

安全管理審査は、設置者が実施する定期事業者検査を評価することによって自主保安の改善をサポートするもので、図3-3に示す定期事業者検査の実施状況を確認し、実施体制を審査するものです。安全管理審査は、法定審査6項目(内規添付資料1参照)について行われます。また、火力設備および燃料電池設備の安全管理審査を実施する場合に、溶接事業者検査の実施状況および結果の確認も併せて実施します。

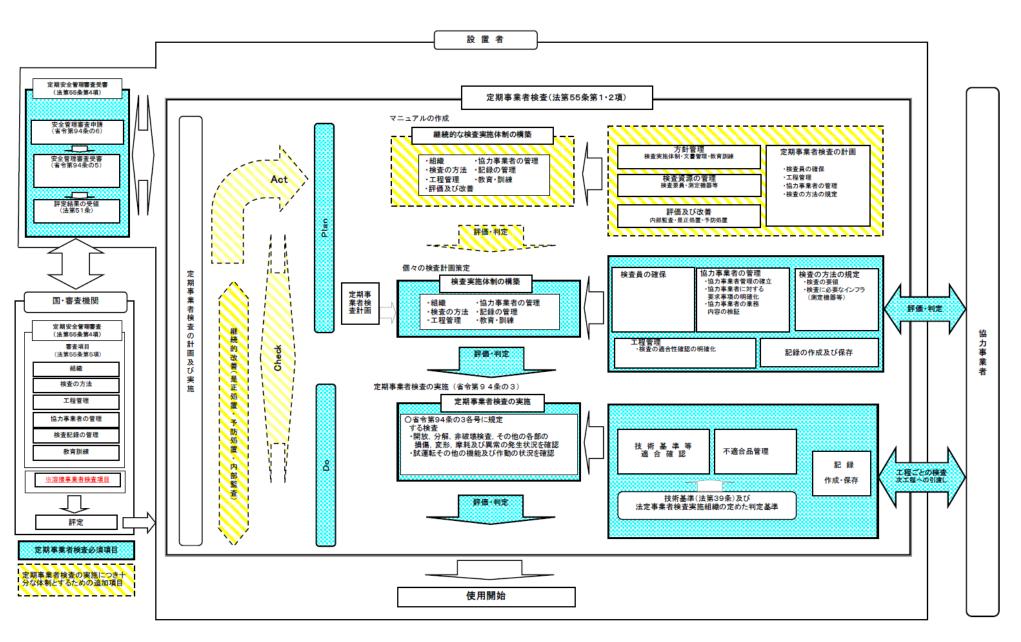


図3-2 電気事業法第55条に基づく定期安全管理検査の流れ

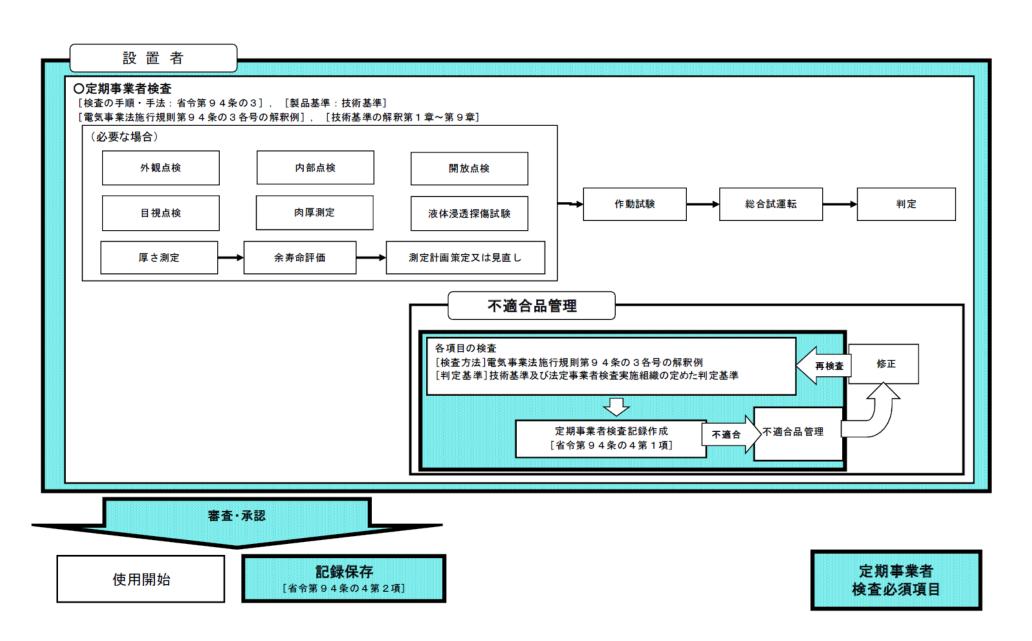


図3-3 定期事業者検査の実施の流れ

4. 定期安全管理審査の受審

4. 1 安全管理審査の申請および受審

定期事業者検査および定期安全管理審査に関し、設置者と安全管理審査機関との業務の係わりについて時系列的に示したのが図4-1です。

本図に基づき、定期安全管理審査要領について以下に詳述します。

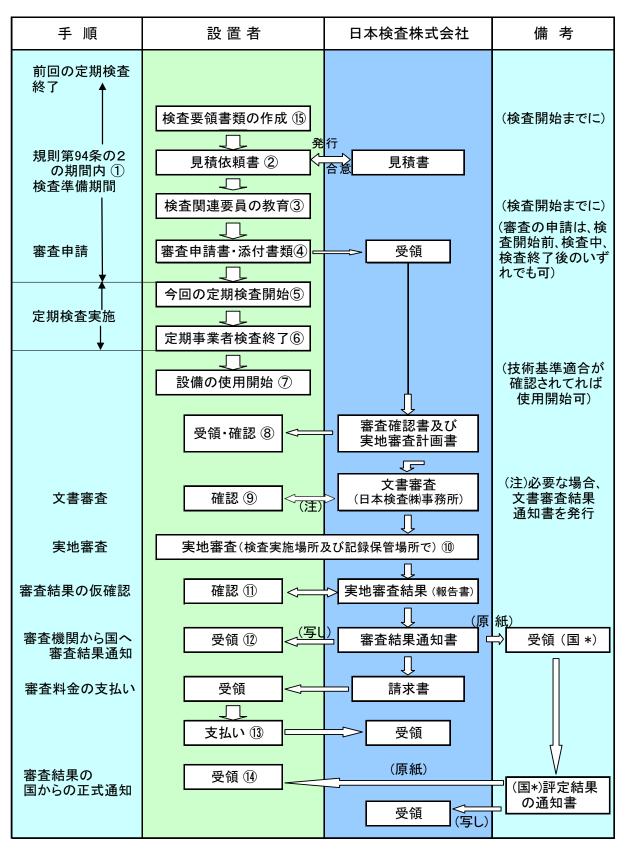
4.2 安全管理審査の基準および審査項目

審査基準については、**内規添付資料1**に示す「電気事業法施行規則第73条の6又は第94条の5に規定する組織に係る審査基準」および以下の組織区分に従って対応する審査基準に基づいて審査を実施します。また、火力設備にあっては、溶接検査に対する実施状況の確認は**内規添付資料1-7**に基づいて実施します。

			インセン	ンティブ関連	項目
組織区分	申請種別	審査基準	継続的な検査 実施体制	保守管理 体制	高度な取組
火力第1号組織	システム S	内規添付資料1-6	0	0	0
火力第2号組織	システム A	内規添付資料1-4	0	0	_
火力第3号組織	システム B	内規添付資料1-2	0	_	
火力第4号組織	解消	*1)	0	O*3)	O*3)
火力第5号組織	更新	*2)	*2)	*2)	*2)
火力第6号組織	個別	内規添付資料1-1	_		

- *1) 前回の安全管理審査で評定された組織に係る審査基準を適用する
- *2) 申請のあった各号組織に対応する審査基準を適用する
- *3) 現組織の審査基準で要求されている場合に適用する

また、対象の法定事業者検査実施組織が、**使用前安全管理審査**において、継続的な検 査実施体制が構築されていると評定されている場合には、審査基準における継続的な検査実 施体制に係る共通する審査項目を省略する場合があります。



*管轄產業保安監督部

図4-1 定期事業者検査と安全管理審査のフロー図(第6号組織の場合)

図 4-1 解説

- ① 貴発電所を管轄する本省または産業保安監督部へ届出
- ② 本書 6-1 および様式-8 を参照下さい
- ③ 定期事業者検査要領書(マニュアル)の中に記載した方法で実施下さい
- ④ 本書 4-1 を参照下さい
- ⑤ 定められた期間内に定期事業者検査を開始ください
- ⑥ 定められた期間内に定期事業者検査を完了ください
- ⑦ 定期事業者検査が完了し、基準に合致していれば設置者殿責任で検査対象設備 の使用が可能となります
- ⑧ 本書 4-1、2、4 を参照下さい
- 9 本書 4-3 を参照下さい
- ⑩ 本書 4-5 を参照下さい
- ⑪ 本書 4-5、6 を参照下さい
- ② 本書 5-1を参照下さい
- ③ 本書 6-2 を参照下さい
- (4) 本書 5-2 を参照下さい
- ⑤ 組織区分に応じた定期事業者検査に基づいて作成します。(参考情報を参照下さい。必要であれば日本検査がお手伝い致します)

4. 3 文書審査

文書審査では、設置者から提出された申請書及び内規添付資料を基に定期事業者検査組織 (協力事業者を含む)の検査実施体制が法令要求を満たし、かつ、合理的に実施可能なよう に構築されているかどうかを審査基準の要求事項に従い、実地審査に先立って審査します。 同時に、文書審査で明らかに出来なかった審査項目を摘出し、実地審査の効率化と漏れ防止 に役立てます。

文書審査は原則として、当社安全管理審査室または地方の駐在所において日本検査㈱単独で実施します。当該文書審査の結果、審査項目の内の文書化が求められている項目の欠落が見つかった場合は、「文書審査結果通知書」(様式-4)を用いて申請者の連絡担当者宛に通知します。

当該通知を受け、定期事業者検査マニュアル、定期事業者検査要領書等の修正が必要と判断された場合、修正の上これらの訂正版を実地審査前に日本検査(株)宛にお送り頂くか、実地審査当日の初回会議時に提出してください。

4. 4 申請書発行後、実地審査までの情報連絡

日本検査㈱の安全管理審査室では、申請書受領後、法の要求、申請者の都合等を考慮して実地審査日時を決定し、「審査確認書」(様式-5)、実地審査計画書(様式-6)を用い、原則、実地審査日の1週間前までに以下の事項につき確認/連絡します。

- ① 審査日時
- ② 審査場所
- ③ 詳細タイムスケジュール
- ④ ご出席頂きたい方々の氏名
- ⑤ 担当審査員氏名
- ⑥ その他確認・依頼事項(適用審査基準、審査対象電気工作物名、審査場所の確保依頼等)

4.5 実地審査

実地審査は、次の事項に付き関係者からの聞き取り及び記録により審査を行うことと定められています。

イ 設置者の法定自主検査の実施に係る体制について、文書審査により確認できなかった事項

ロ 設置者があらかじめ定めた(各種要領書への規定等による文書化をせず、組織内で定め、 周知徹底した事項を含む) 定期事業者検査の実施に係る体制に従って当該法定自主検査が 行われているかどうかを判断するために必要な事項

すなわち、文書審査、実地審査を通じ、審査基準に定められた法定審査 6 項目の実現度合いが、文書化及び文書化なしでのルール化とその周知の程度並びに実行状況の面から審査されます。

法定審查6項目

- ① 使用前・定期自主検査の実施に係る組織
- ② 検査の方法
- ③ 工程管理
- ④ 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- ⑤ 検査記録の管理に関する事項
- ⑥ 検査に係る教育訓練に関する事項

4.5.1 実地審査の流れ

実地審査の要領を実地審査計画書(**様式-6**)によりあらかじめご連絡するタイムスケジュールの順に説明致します。

(1) 初回会議

審査の冒頭に行なわれる初回会議において、審査チーム長は、設置者側の検査責任者の出席を受けて次の事項を行ないます。

- ・ 審査開始の挨拶と審査員の紹介
- ・ 審査の基本事項 (審査概要、審査範囲、審査基準、等)の確認
- ・ 定期事業者検査スケジュールの確認
- 申請者側対応者配置の要請
- ・ 双方の遵守事項の確認
- 最終会議時の内容説明(検出事項の扱い、是正処置の確認方法等)
- ・ 前回の指摘事項に対する改善状況の確認 (1~3号組織の場合のみ)

なお、1~3 号号組織に対する審査においては、前回の審査にて指摘を受けた事項で、かつ、当該評定通知に記載されていた事項については、今回の初回会議時に、是正又は改善 状況に付き確認しますので、関連書類の事前準備をお願いします。

(2) 実地審査

審査の進め方は、文書検査で確認した設置者の定期事業者検査実施体制及びその実施状況、各定期事業者検査プロセスでの検査結果等について確認します。また、文書審査で確認できなかった項目に関する聴取および記録類の確認により、予め設定した数のサンプリングを行う等の手法により、全審査項目を網羅的に審査します。また、火力設備及び燃料電池設備に係る安全管理審査では、溶接事業者検査の実施状況及びその結果確認では溶接事業者検査記録(総括表)、高度な運転管理に係る項目の審査(1号組織の場合)では、内規様式1「高度な運転管理記録(総括表)様式例」の提示を受け、その内容を確認します。

あらかじめ計画した審査時間で全審査項目をすべて審査しなければならず、特定の審査 項目に計画以上の時間を費やすことができないため、重大な「技術基準不適合又は審査 基準に適合しない事項」を検出した場合であって、設置者の同意が得られない場合は、未 解決問題である旨を双方で確認した上で次の項目に進み、当該問題点は最終的に余裕時間 がある場合にのみ、再度、検討されることになります。

審査の結果確認された審査基準に対する不適合事項については、検出された事実と双方の見解を「検出事項報告書」(様式 - 7)に記載し、その内容を基に、国へ報告する処置がとられます。なお、審査基準から見て修正を必要とするものの、検査実施体制の欠陥や弱点とは言えず、「改善が期待される事項」に該当するものは、「検出事項報告書」の

対象とはなりません。

「検出事項報告書」については、設置者から同意の旨の署名を受領し、その写しをお渡しいたします。見解が分かれ、同意が得られなかった場合は、署名なしで設置者にその写をお渡しします。(設置者から同意が得られなかった場合、審査チームリーダーは、その旨を記録することが国から求められています)

(3) チーム会議

チーム会議は、審査終了後、審査チームメンバーだけで審査結果のまとめを行うものです。 その目的は、聞き取り及び書類確認によって行った体制構築と実施状況の確認結果について、 審査員の主観的な要素を排除し審査チームとしての統一的結論を導き出すためのものです。

(4) まとめ会議

審査日が複数日にわたる場合、当日の審査の締めくくりとしてチーム会議後、当日の審 査実施内容、検出事項の確認、**翌日**のスケジュール等につき設置者に確認するための会議 です。

(5) 最終会議

審査最終日のチーム会議後、必要に応じ、検査責任者に対する最終的な事実確認を行い、 審査チームとして次の事項を伝え、審査を終了します。

- ・検査責任者の出席確認
- ・審査結果の所見
- ・申請者側からの質問等の有無の確認
- ・検出事項に対する適合・不適合の判定結果、是正処置確認手順(該当する場合)
- ・各地区産業保安監督部長への通知スケジュール

4.5.2 検出事項発見時の対応

安全管理審査室長は、審査によって検出された審査基準に適合しない事項又は技術基準に適合しない項目(「検出事項報告書」に記録された項目)の内、技術基準等法令違反で保安上の重大な事項については、**内規様式2**「定期安全管理審査実施中における検出事項について」に内容を記載し、速やかに、国に報告することが求められています。

4.6 実地審査終了後の追加業務

定期安全管理審査で指摘を受け、「重大」に該当する不適合であった場合、設置者は再発防止のための対応をとることが求められますが、当該対応の実施とその適切性にかかわらず、 当該安全管理審査の結果は、「否」として報告されます。

しかしながら、「軽微」に該当する不適合であった場合は、1ヶ月(「検出事項報告書」の発行日から起算)以内に「軽微な不適合とされた検出事項に対する適切な是正対策」の回答があった場合には、是正確認を行なうことを条件として、当該安全管理審査結果は「良」とし

て報告されます。一方、1ヶ月以内に適切な是正処置方案の回答がない場合は、「否」として報告するよう求められています。以上により、「軽微」に該当する不適合の指摘を受けた場合は、当社との緊密な情報連絡により対応につき万全を期すことが必要になります。

5. 審査結果および評定の通知

5.1 審査結果の国への通知

実地審査終了後、原則 30 日以内に、**内規様式 4**「電気事業法(第 55 条第 6 項で準用する法)第 5 1 条第 5 項に基づく定期安全管理審査通知様式」または、**内規様式 5**「電気事業法第 5 5 条第 6 項で準用する法第 5 1 条第 5 項に基づく火力設備に係る定期安全管理審査通知様式」にて国に通知します。なお、当該通知に並行して通知書の写しを設置者へも送付します。

また、火力設備に係る安全管理審査において審査基準に適合しない事項が一部の設備に限定され、その他の設備は審査基準に適合している場合には、定期事業者検査の時期を制限する条件(制約条件)を付与する場合があります。制約条件を付与した場合は、全体の審査結果については「審査基準に適合」となりますが、国への通知の所見として制約条件を付記している旨を記載することになります。

5. 2 国からの評定結果の通知

審査機関からの報告に基づいて国は評定を行い、その結果を安全管理審査の結果の報告があった日から原則30日以内に、**内規様式7**「設置者に対する審査及び評定結果の通知様式」または、内規様式8「火力設備に係る設置者に対する審査結果並びに定期事業者検査実施時期の通知様式」を用いて設置者宛に通知がなされます。

その場合の国からの評定結果の通知要領は、基本的に下表に示したとおりです。また、この中で、溶接事業者検査の実施状況に対する審査結果も評定されます。

表 国による評定内容(火力設備の場合)

		審査機関による審査結果			
No	法定審査 インセンティブ関連項目				国による評定内容
	6 項目	継続的体制	保守管理体制	高度な取組	
1	良	良	良	良	「十分な体制、かつ保守管理に関し十分かつ高度な 取組を実施」(インセンティ6年付与)
2	良	良	良	一又は否	「十分な体制、かつ保守管理に関し十分な取組を 実施」(インセンティブ4年付与)
3	良	良	一又は否	一又は否	「十分な体制」(インセンティブ3年付与)
4	良	―又は否	一又は否	一又は否	「体制は取られている」(インセンティブなし)
5	否	一又は否	一又は否	一又は否	「体制は取られていない」(インセンティブなし)

6. 審査料金の見積と支払い

6.1 審査料金の見積

審査料金の見積をご希望の場合は、巻末様式集の (様式-8)を用い、ご請求ください。 (Eメール、Fax、郵送のいずれでも可)

6.2 審査料金の支払い

審査料金の請求と支払いの要領は、以下の通りです。

(1) 審査料金の請求

「審査結果の国への通知」(5.1)に並行して設置者へ送付する通知書の写しに審査料金の請求書を同封します。(なお、「連絡窓口等」(様式-2)にて連絡担当者と異なる請求書送付先をご指定の場合は勿論のこと、請求書送付先と請求書宛名が異なるとか設置者固有の請求書様式の指定等々のご要望がお有りの場合は、当該「連絡窓口等」にてご指示いただくか、個別にご連絡いただければ対応します。)

(2) 審査料金の支払い

請求書受領月の翌月末日までに指定の銀行口座にお振込み願います。

7. 参考情報

7.1 6号組織の定期事業者検査体制作りの進め方

定期事業者検査実施体制を構築する場合、各種の方法が考えられますが、その一つの例を以下に示しますので、体制作りの参考にしてください。

7.1.1 定期事業者検査実施体制が備えるべき事項(基本的要件)

定期事業者検査体制の要件は、細かい点を除いて言えば、次の2つの要件に集約されます。

- A 定期事業者検査に関する法令要求を満足すること。
- B 定期安全管理審査基準を満足すること。

以上2つの要件につき今少し詳細に見ていきましょう。

(1) 定期事業者検査に関する法令要求への対応〔7.1.1 の A 〕

法令要求を満足するように体制作りをする場合、表 3-1の15もの法令要求に対応するためには大変な手間が必要とお考えかもしれませんが、これらの中身を詳細に見ていくと、結局、「定期事業者検査においては、電気工作物が技術基準(表 3-1の法令4~8)を満足するかどうかを表 3-1の法令9に記された要領で検査し、確認すればよい。」ことが分かります。もちろん、法令9の中にも記されているように、法令9は例示として記されているだけで、個々には、各設置者がお使いの設備に合わせ、独自の点検・整備・検査項目を追加する必要がある場合もあります。追加すべき項目については法令9に記された例示を参考にすれば、その必要な程度が分かります。(追加検査項目の選定等に悩まれる場合は、(社)火力原子力発電技術協会から発行されている「火力発電所の定期点検指針」等の参考資料を利用されることをお勧めします。)

(2) 定期安全管理審査基準への対応〔7.1.1 の B〕

定期事業者検査は、(1) で述べた点、すなわち法令要求の満足が本旨であって安全管理審査で適合とされることに努力することは、本末転倒と考えられるかもしれませんが、(1) の要求を安定的に満足できる体制の要件を記したものが、安全管理審査基準ですので、これを満足する体制作り(7.1.1のBの達成)にもエネルギーの一部を割いて頂きたいと思います。

それでは、本論である安全管理審査基準を満足する体制作りの進め方についての話に移ります。 審査基準では、4.5(21頁)で記した法定審査6項目毎に、かなり具体的に要求項目が記されていますが、皆さんが体制作りをされる場合の具体的な進め方に付き述べてみたいと思います。

7.1.2 定期事業者検査体制作りの具体的な進め方

(1) 検査体制の要領書作り

1) 「定期事業者検査要領書」の作成

定期事業者検査の審査基準(本資料の53-71 頁に添付)は、定期事業者検査を実施する体制として備えるべき項目を記したものです。このルールがすべての定期事業者検査関係者に周知され、 実行されておれば良いわけですが、これを徹底するために、審査基準の要求内容を文書化した 「定期事業者検査要領書」の作成が必要です。もちろん、6号組織の場合、文書化が必須とされているものは審査基準の一部のみで、審査基準のすべてを文書化することは求められていません。しかし、文書化が必須でないその他の項目についても「明確にする、体制を構築する」等の表現で関係者に周知し、実行されていることが求められています。周知と実行を徹底するための第一歩として文書化することにより、周知徹底する内容の共通化ができ、かつ、周知のためのテキストにもなるわけで、文書化しておくことが得策でしょう。(6号組織の場合は、文書化せずとも組織の常識として定着しており、周知と実行に懸念のない項目を文書化から外すことは問題ありません。)

文書化のステップを順を追って記して行きますと、

- ①「定期事業者検査要領書」(名称は任意で、設置者によっては"定期事業者検査マニュアル"と呼称されている場合もあります。)作成の第1ステップは、審査基準〔1号組織希望の場合は、内規添付資料1-6を、2号組織希望の場合は内規添付資料1-4を、3号組織希望の場合は添付資料1-1〕の張付けです。
- ② 第2ステップは、張付けた審査基準の内の「文意が汲み取りにくい点や要求されている項目の達成すべき程度が判りづらい部分」の平易化、具体化です。(この問題については、当社ホームページの解説「新運用に基づく使用前・定期安全管理検査とその準備の7~17」等を参考に、個々の設置者の組織の規模、当該発電設備の安全面での重要度と複雑度等を考慮し、平易化、具体化を図って下さい。)

2)「定期事業者検査実施要領書」の作成

前記の①は7.1.1のBの項目の文書化ですが、7.1.1のAの項目を文書化したものが「定期事業者検査実施要領書」です。(この名称についても任意で問題ありません。)

7.1.1 の(1)においても記したように、7.1.1 のAの項目については、従来でも実施すべき検査項目とその方法については、適切になされていたはずです。

しかしながら、主として 7.1.1 の A の項目を文書化した「定期事業者検査実施要領書」においても、7.1.1 の B の体制面については、従来のままでは不十分な点が存在する可能性がありますので、新運用対応のための見直し作業は、この点についての補強が主体となるはずです。

新規に「定期事業者検査実施要領書」を作成する場合は、表 3-1 (13 頁)の関係法令等の9 に実施すべき検査の要領が記されていますのでこれをベースにして、技術基準や使用されている発電設備の具体的数値、方法、従来の記録様式等を活用して当該要領書を作成すればよいでしょう。

さらに、記述に際しては個々の設置者の組織の規模、当該発電設備の安全面での重要度と複雑度等によっては、簡略化にも配慮し、7.1.1のAの達成に最大限の力点を置かれることが必要です。

注意を払って頂きたい他の事項は、審査基準の「使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)

20170323 商局第3号、平成29・03・31」の内規添付資料2「審査基準に適合しない場合の取扱

い】

の3.からもお分かりの通り、検査対象設備の漏れ、検査結果の記録の不適切、事業者検査項目 や安全管理審査の未実施・未受審、技術基準の誤判定や検査漏れ等の法要求事項の未達成防止 対策で、これらが発生した場合には、直ちに「審査基準に適合しない。」と評価され、最低ラ ンクの評定(不適合)につながりますので、この点に特に注意を払い、当該要領書を作成される ことをお勧めします。特に、不適合事例の最多のものは、「事業者検査時期の遅れ」ですの で、これの防止対策に留意されることが必要です。

(2) 定期事業者検査関係者への要領書の周知徹底

設置者が新運用対応の体制作りに際し悩まれる事項の一つが、審査基準における当該項目かもしれません。というのは、定期事業者検査の新運用の母体である溶接事業者検査の新運用適用に際し、「火原協」から発行された「火力発電所溶接事業者検査手引き」において「溶接事業者検査に従事する要員に対する必要な力量の例」において金属材料・冶金・溶接材料・溶接設備等の知識を含む15項目が挙げられていることから、定期事業者検査においても同様に多方面の知識が要求されることが予想されるためですが、これらの知識に関する要求はすべて、「事業者検査要領書」と「事業者検査実施要領書」の内容の理解においてこれらの知識が必要なため求められているもので、究極的に必要なことは、「事業者検査要領書」及び「事業者検査実施要領書」の内容の十分な理解です。

したがって、定期事業者検査関係者に対する事前の教育等についてもこれら2つの要領書の 内容の理解と周知に重点を置き、計画されることが重要です。

教育の方法についても、必ずしも講義形式や 0JT 方式である必要はなく、教育内容に関し力量のある人を中心にした勉強会形式とか、自学自習をも取り入れた教育方式を採用することも可能です。

しかしながら、いずれにせよ、力量のある人による教育効果の確認がなされ、「自学自習を含む教育」と「効果確認」の記録が残されていることが求められます。

(3) 定期事業者検査の実施に協力事業者を活用する場合の体制構築

定期事業者検査に協力事業者を活用することを計画されている場合には、次の4つの事項が適切に」実行される体制であることが求められます。

- ① 協力事業者への要求事項
- ② 協力事業者の選定、評価基準及びその結果
- ③ 協力事業者に委託する業務に対する検証要領
- ④ 協力事業者に委託した業務に対する検証結果

これら4つの事項に対する体制作りにつき順を追って記していきます。

1) 協力事業者を活用することを決めた場合には、先ず協力事業者に何を求めるのかを検討、

これを文書化することが求められます。

協力事業者に求めるものは次の2つに大別されるでしょう。すなわち、

a. 協力事業者が備えるべき要件

これには、検査対象電気工作物に関する検査経験、検査に必要な設備・機器等の保有、検査を担当委託する検査員の検査経験・資格・力量、工事部門からの独立性確保、要件を備えた検査員の数、等が最低限必要です。

b. 委託する検査業務の内容と程度

これには、委託する検査工程別に検査実務の全てを委託するのか、それとも、設置者と 分担するのか、分担するのであればその区分、検査の具体的要領、担当する検査員に求め る要件、提供を求める検査機器とその点検・校正等の精度管理要領、要報告事項、不適合管 理要領をふくむ検査品質の管理要領、委託先に委譲する権限と義務等々です。

この場合、検査の具体的要領等の作成に当っては、予定している協力事業者等に協力を 求めるのも良いかもしれません。

2) 次は②の協力事業者選定・評価です。このためには、協力事業者選定・評価のための基準を作成し、これを基に予定している協力事業者の評価を行なうことが必要です。そして当該協力事業者が選定・評価基準に適合している場合は、その記録を残すことも必要です。

以上で検査を委託する協力事業者が決まった場合は、上記の文書化した協力事業者への要求事項を提示して正式に検査委託の約束を取り決めることになります。

- 3) 準備事項はこれらに止まるものではなく、委託する検査業務が約束通り実行されているか どうかにつき設置者自身がチェックする検証要領を決めておくことが求められています。検 証の程度は、委託先の過去の実績、信頼度に応じて決めることが必要です。
- 4) 実際の検査業務がスタートした後は、あらかじめ決めた検証要領に従い検証作業を実施し、その記録を残します。

以上が協力事業者を活用する場合の体制作りの要領ですが、これらは設置者が直接委託する第一次の協力事業者だけではなく、第2次以降の協力事業者がある場合(例えば、非破壊検査のみを第2次協力事業者に委託する場合)には、同様の体制が求められます。(これはどこまでも事業者検査を委託する場合であって、工事のみを委託する場合や検査の判定業務を行わず、設置者自身が行う検査業務の単なる手伝いのみを実施する場合は含まれません。)

7.2 お問合せ先

安全審査申請、ご質問等につきましては、下記宛にご連絡ください。

日本検査株式会社安全管理審査室

電話: 03-3537-3664 FAX: 03-3537-3679

メール: ankansin@nihonkensa.co.jp

URL: http://www.nihonkensa.co.jp/gyomu/ankan

様式-1 定期申請書記載様式

申請番号 : 23 使用前第***② 申請年月日: 令和**年**月**日

日本検査株式会社 代表取締役社長 野呂 克彦 殿

定期安全管理審査申請書

記入例

住 所: 〒123-0045

市*町**番地

氏 名:ABC株式会社DE工場

工場長 ** *** 印 ①

電気事業法第55条第4項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称 ③	(名称) ABC株式会社DE工場FG発電所 (住所) 〒123-0045 **市***町**番地
定期事業者検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載:別紙添付可) ④	(名称) L M工業株式会社 PQ 工場 (住所) 〒098-0076 # #市 # 町 # # 番地 (代表者氏名) PQ 工場 品質保証部 (委託している業務の内容) 定期事業者検査業務
定期事業者検査対象電気工作物の概要 (名称及び数量:別紙添付可) ⑤	No.4ボイラー 150 t/h No.2蒸気タービン 3,000 kW (詳細については、別紙参照)
定期事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所 ⑥ (複数の場合はすべて記載:別紙添付可)	(名称) A B C株式会社 D E 工場 F G 発電所 (住所) 〒 1 2 3 – 0 0 4 5 **市**町**番地
施行規則第 94 条の 5 に掲げる組織区分 ⑦	(現在の組織) ○号に掲げる組織 (目指す組織) ○号に掲げる組織 (定期事業者検査時期変更: □有 □無)
前回の事業者検査が終了した日	平成**年 **月 **日
定期事業者検査の実施(予定)期間 ⑧	令和 **年 **月 **日 ~令和**年 **月 **日
審査希望日 9	令和**年 **月 **日
溶接事業者検査実施状況及び結果の確認の要否	□要(民間製品認証制度活用 □有 □無) □否
(添付資料)	□ 委任状(の写し) ⑩□ 定期事業者検査要領書の写し ⑪□ 定期事業者検査計画書 ⑫□ 溶接事業者検査記録(総括表) ⑬□ 時期変更承認時の条件に対する適合証明資料 ⑭

(注) 当該申請書の記入様式は、当社のホームページに掲載しています。

定期安全管理審査申請書記入例についての注記

- ① 定期安全管理審査を申請する当該発電設備設置者の代表者名(例**市長****、***株式会社代表取締役****、等) ただし、当該代表者の委任を受けて申請する場合には、受任者の名称を記入し、委任状を添付して申請して下さい。
- ② 申請者が任意に定めた文書番号を記入して下さい。
- ③ 定期事業者検査の組織名をご記入ください。①と③の組織が異なる場合(例 代表取締役の委任を受けて、工場長が申請する場合等)は、③に対応した名称及び住所を記載してください。
- ④ 定期事業者検査を委託している場合にのみ記載して下さい。(単に、工事の施工を委託している だけの場合は記載不要です。)
- ⑤ 前回の評定を受けた通知日から定められた期間内に定期事業者検査を実施したすべての電気工作物の名称及びその容量(別紙に記載しても可)
- ⑥ 定期事業者検査の場所が複数の場合には、その全ての自主検査実施場所を記入して下さい。ただし、一部を施工工場でも実施しているが、工場での実施分を含む全ての定期事業者検査を発電所において再度実施し、当該発電所での検査を正式の検査としている場合は、発電所のみを自主検査実施場所として記載して下さい。
- ⑦ 現在の組織、および今回の審査の結果の評定において取得を希望する組織の区分を■で表示して下さい。
- ⑧ 今回の事業者検査の対象である全ての電気工作物の中での最初の検査開始日から最終の検査終了 (予定)日までの期間(個々の電気工作物毎の事業者検査期間は、実地審査で必要に応じ、確認することになります。また、予定された終了日と実際の終了日が異なることとなった場合は、実地審査時に申し入れていただければ結構です。)
- ⑨ ⑧と同様、申請書記載の審査希望日と実際の審査日が異なることになるのは問題ありません。
- ⑩ 委任状については、過去において当社に原紙をご提出頂いており、当該過去の委任状の有効期限内である場合は、その写しで結構ですが、今回が当社による審査の初回の場合は、原紙を提出して下さい。
- ① 「審査6項目に係る事業者検査の体制」を記した文書のことで、これらの事項が複数の文書に渉って記載されている場合はそれらのすべての文書を添付して下さい。
- ② 本書の様式-3
- ③ 溶接検査ガイド(本書 13 頁 表 3-1 のNo. 14)
- ④ 本書 13 頁のNo. 10 の文書に従い、国より時期変更の承認を得ている場合の条件を達成できていることを証明する記録

様式-2 連絡窓口等

《 連絡窓口等 》

【国からの評定結果の通知書送付先】

(貴社から通知書送付先として特別の希望があった場合に、当社から国への通知書送付時に特記するものですので、申請書に記載された住所、氏名と同じで良ければ、記載不要です。ただし、当該要望は国の意向により代表者宛に発行される場合があることをご了承ください。)

【報告書送付先】国の評定通知送付先

住所	〒 -
会社名	OO県OO市OO町 O-O-O
	〇〇株式会社 〇〇発電所
所属	〇〇部 〇〇グループ
役職	00
氏名	00
TEL	00-00-00

【連絡担当者】

·		
住所	〒 -	
会社名	○○県○○市○○町 ○-○-○	
	〇〇株式会社 〇〇発電所	
所属	○○部 ○○グループ	
役職	00	
氏名	00	
TEL/FAX	(TEL) 00-00-00 (FAX) 00-00-00	
E-mail	00 @ 00	

【請求書送付先】

住所	〒 -		
会社名	○○県○○市○○町 ○-○-○		
	○○株式会社 ○○発電所		
所属	○○部 ○○グループ		
役職	00		
氏名	00		
TEL/FAX	(TEL) 00-00-00 (FAX) 00-00-00		
E-mail	00 @ 00		
請求書宛先名	OO株式会社 OO工場		
備考			

備考

- ① 【請求書送付先】と【連絡担当者】が同じでよい場合は、【請求書送付先】部分への記載は不要です。
- ② 項目が網羅されておれば、様式は問いません。

様式-3-1 定期事業者検査計画業の一例

ボイラー定期事業者検査計画書

(記入例)

ABC株式会社 DE事業所FG発電所		
定期事業者検査対象設備	第1号ボイラー	
前回検査終了日	2009. 05. 10	
今回定期事業者検査予定期間	2012. 04. 16 ~ 2012. 05. 25	

検査対象箇所		検査対象箇所	検査方法		
	胴	汽 水 胴	内部点検による外観検査と胴内部溶接線のPT		
	川刊	水 胴	-		
		火 炉	後壁下部及び節炭器入口管寄せの内部外観点検		
	管寄	過 熱 器	管寄せ及び管寄せ吊金具の外観点検		
	可せ	再 熱 器	_		
ボ		節 炭 器	外観点検とA, B管寄せの内部点検		
イ		蒸 発 管	外観点検と代表点の肉厚測定		
ラ	管	過熱器管	外観点検と代表点の肉厚測定		
1	Ē	再 熱 器 管	_		
		節炭器管	外観点検と代表点の肉厚測定		
		安全弁	汽水胴安全弁の分解点検と組立て後の作動試験		
	弁	蒸気止め弁	分解点検		
		給水止め弁	分解点検		
		缶水循環ポンプ	外観検査と作動試験		
77.L		給水ポンプ	分解外観点検と組立て後の作動試験		
附属		通風機	外観検査と作動試験		
設備		燃焼装置 バーナーの外観点検			
1/114	ボイラーに附属する管		余寿命評価(実測定は、測定計画に基づき次回実施)		
	ボイラー試運転		ボイラー試運転 2時間の試運転時間とし、30分毎に記録作成		2時間の試運転時間とし、30分毎に記録作成

(注) 同様の内容のものであれば、 様式は問いません。

承認	審査
(2012.4.10)	(2012.4.10)

様式-3-2 定期事業者検査計画業の一例

<u>蒸気タービン定期事業者検査計画書</u>

(記入例)

ABC株式会社 DE事業所FG発電所		
定期事業者検査対象設備	No.1蒸気タービン	
前回検査終了日	2009. 05. 10	
今回定期事業者検査予定期間	2012. 04. 30 ~ 2012. 05. 25	

	検査対象箇所			検査方法		
	車室		 室	開放点検による目視検査と*、*、*・・・のPT検査		
	車軸		軸	外観目視点検、車軸振れ確認及び'PT検査		
	円 板		板	外観目視点検及びホーニング清掃実施		
	動翼		翼	外観目視点検及びホーニング清掃後、*、*・・・のPT検査		
	隔板		板	外観目視点検及びホーニング清掃後、間隙計測		
蒸気	噴 口		П	外観目視点検及びホーニング清掃実施		
ター	静翼		翼	外観目視点検及びホーニング清掃実施		
ビン	軸 受		受	外観目視点検とメタル面のPT検査		
		主蒸気止め弁 主 要 再熱蒸気止め弁		気止め弁	外観目視検査と*、*・・・のPT検査及び間隙振れ計測	
				蒸気止め弁	_	
	' '		主蒸気加減弁		外観目視検査と*、*・・・のPT検査及び間隙振れ計測	
	非常停止装置		止装置	外観点検と組み立て後の作動試験		
	復 水 器			、 器	開放点検による目視検査	
	蒸気タービンに附属する管		 対属する管	測定計画に基づく代表管の厚さ測定、余寿命評価及び測定計画の見直し		
言	式運車		非	常停止装置	2012. 05. 23実施予定	
	計画		ターヒン試運転		2012. 05. 25実施予定	

(注) 同様の内容のものであれば、 様式は問いません。

承 認	審査
(2012.4.25)	(2012.4.25)

様式-3-3 定期事業者検査計画業の一例

ガス圧縮機定期事業者検査計画書

(記入例)

	株式会社	発電所
定期事業者検査対象設備	ガス圧縮機	
前回検査終了日	200	9. 05. 10
今回定期事業者検査予定期間	2012. 05. 14	4 ~ 2012. 05. 25

検査対象箇所		検査方法	
ガス圧縮機本体		全開放外観検査と組み立て後の確認並びに保護装置の作動状況 の点検	
ガ圧 ス縮 圧 ガ	ガ ス 溜		
縮機と一	ガス冷却器		
体となっ	油分離器	1次及び2次油分離器につき外観検査	
て烘焼給する	安全弁	弁体、弁座、弁棒、シールの開放点検、吹出し圧力の確認	
のる 設 備	管	ガス圧縮機ユニット内の配管につき外観点検	
試 運 転 計 画	安全弁	2012. 05. 21実施予定	
	ガス圧縮機試運転	2012. 05. 25実施予定	

(注) 同様の内容のものであれば、 様式は問いません。

承 認	審査
(2012.5.10)	(2012.5.10)

様式-4

文書審査結果通知書

申請書番号		
受審組織名		
文書審査実施文書		
文書審査実施者		
	項目内容	文書番号、項目番号、
	(大口1.7日) - 大口1.7日	
気付き事項		
及び		
質問事項		
承認者	日本検査株式会社 安全管理審査室長	

様式-5

審査確認書

平成**年**月**日

様

下記にて審査を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

具体的には添付資料をご参照願います。

審査の種類	
申請書番号	
電気工作物名称	
電気工作物所在地	
審査電気工作物	
B・T主任技術者	
TEL	
FAX	
メール	
審査チーム長	
審査員	
審査日	
時間	
JOB.NO	
通知書番号	
添付資料: 審査計画書等	備考(交通費、最寄駅よりの交通手段等)

日本検査株式会社 安全管理審査室

* * * *

Tel:03-3537-3664 FAX:03-3537-3679

E-Mail:ankansin@nihonkensa.co.jp URL:http://www.nihonkensa.co.jp/

様式-6

実地審査計画書

I. 審査概要

申請書番		
申請者名		
	(検査協力事業	者名):
審査基準文書	(1)適用され	る基準
	使用前	・定期安全管理審査実施要領(内規)「添付資料 1-2」*
	(2)適用され	るマニュアル等:
	1) [定期事業者検査要領書、 ② 定期事業者検査実施要領書
審査実施場所		
出席予定	(1)設置者:	
	(2)審査機関	:
	審査	チーム長 :
	審査	員 :
審査日時	Ţ	
予定時間	**:** ~	初回会議
	: ~	審査
	: ~	審査
	: ~	昼食
	: ~	審査
	: ~	審査
	: ~	チーム会議
	: ~	最終会議

検出事項報告書

文書番号

							人書番号	:		
識別番号					申請番	号				
申請者名										
審査年月日	令和 :	年	月	日	審査員	名				
審査場所						·				
適用文書(品質マニ	ニュアル、ラ	定期	事業者	検査要	要領書等)					
適用基準:使用前・ 要求事項:	定期安全管	理審	査実施	要領(内規)「使用	前・定期	朋安全管:	理審査の	の審査	基準 」
検出事項の内容及び	 バ客観的証	処:								
分 類			重	大	•	軽	微			
上記の通り報告いた	します。内容	容を研	を できな できな できな こうれい こうしん おいし おいし おいし おいし おいし おいし おいし かいし かいし しんし かいし かいし しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	れまし	たら、下欄	にサイン	ノしてい	ただきり	原則とし	Jて 2
週間 以内(最終期限1ヶ	月)に是正	処置	計画を	提出原	飢います。					
審査員:						令和	年	月	日	
上記の内容を確認い	たしました	. 0								
申請者側責任者:						_令和_	年	月	日	
								日本植	全直(株)	
							承	認	審	查

様式一8 定期安全管理審查見積依頼書様式

亚式	午	日	
יאנו—		\neg	

(送付先)

E-Mail : ankansin@nihonkensa.co.jp Fax. : 03-3537-3679

日本検査株式会社 安全管理審査室 宛

定期安全管理審査見積依頼書

下記条件で安全審査料金の見積をお願いします。

1	貴社名 住所 ご担当者氏名と連絡先	〒 (所 (T e) (E - M a	(.)	(
2	受審組織		ず組織[
3	安全管理審査の種類	□使用ⅰ	前	■定類	期	
4	審査対象電気工作物					
5	審査予定時期	平成	年	月	日	
6	審査場所(審査対象設備所在地) (複数の場合は別紙可)	〒				
7	直近の駅 駅からの交通手段 (所要時間及び概略料金)					
9	見積提出期限	令和	年	月	日	時まで
10	備考 (制約事項などがある場合に適宜 ご記入ください。)					

(内規様式1) 高度な運転管理記録(総括表)様式例

高度な運転管理記録(総括表)

設置者の名称:

		哉			
	運転管理のための糸 体制の構築	且織			
(2) 管理	要員の確保				
○真度から	軍転管理の方法				
	+画段階の取組内容	3	実施段階の取組	内容	評価・改善の取組内容
	・分析対象		7,721,711	7 11	HALIM SALL SALLES
分析対象と					
分析方法	・分析方法				
データ 分析間隔					
発見時					
の措置					
	こ係る文書・記録等				
計	一画段階	9			評価・改善
4. その他					

(内規様式2) 検出事項報告様式

申請書番号

令和 年 月 日

商務流通保安グループ 電力安全課長 殿

○○産業保安監督部(○○支部) 電力安全課長 殿
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 殿
又は 那覇産業保安監督事務所 保安監督課長 殿

住所:東京都中央区八丁堀1-10-7

氏名:日本検査株式会社代表取締役社長

野 呂 克 彦 印

定期安全管理審査実施中における検出事項について

平成〇年〇月〇日付け第〇号をもって〇〇から申請のあった使用前(定期)安全管理審査を実施しているところですが、審査において検出事項がありましたので、下記のとおりご報告致します。

記

- 1. 審査を受けた組織の名称
- 2. 申請年月日、申請番号、申請種別、審査期間

令和 年 月 日~ 月 日

- 3. 検査の内容
- 4. 検出事項の内容

(内規様式 4) 電気事業法(第 55 条第 6 項で準用する法)第5 1条第5項に基づく 定期安全管理審査通知様式

通知書番号

令和**年**月**日

経済産業大臣 殿

○○産業保安監督部長 殿

又は那覇産業保安監督事務所長 殿

日本検査株式会社 代表取締役社長 野 呂 克 彦 印

使用前(定期)安全管理審査結果の通知について

電気事業法第51条第3項(第55条第4項)の規定に基づき使用前(定期)安全管理審査を行ったので、同法第51条第5項(同法第55条第6項において準用する同法第51条第5項)に基づき、審査結果を別紙のとおり通知します。

別紙

1. 審査を受けた組織

設置者名

申請番号 申請年月日

審査を受けた組織の名称及び所在地(検査の実施場所)

協力事業者(名称及び所在地)

2. 審査年月日

3. 審査を行った者の氏名

審査チーム長職責 氏名

審査員職責 氏名

4. 検査の責任者氏名

職・氏名

5. 検査の内容

定期事業者検査(定期事業者検査)の内容

6. 審査に適用した基準

7. 審査の結果

審査項目種別	審査項目	審査結果
	定期事業者検査の実施に係る組織	
	検査の方法	
法定審查 6 項目	工程管理	
	検査において協力した事業者がある場合に は、当該事業者の管理に関する事項	
	検査記録の管理に関する事項	
	検査に係る教育訓練に関する事項	
インセンティブ関	継続的な検査実施体制	
連項目	保安力の水準	

(内規様式 4 別紙-2)

- 8. 所見
- 8.1 総合所見

8.2 法定自主検査の実施に係る組織の適切性

(所見及び関連文書名)

8.3 検査の方法の適切性

(所見及び関連文書名)

8.4 工程管理の適切性

(所見及び関連文書名)

8.5 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理の適切性

(所見及び関連文書名)

8.6 検査記録の管理の適切性

(所見及び関連文書名)

8.7 検査に係る教育訓練の適切性

(所見及び関連文書名)

8.8 (該当すれば) インセンティブ関連審査項目の適切性

(所見及び関連文書名)

9. 安全管理審査において参照した資料名

(内規様式 5) 電気事業法第55条第6項で準用する法第51条第5項に基づく火力設備に 係る定期安全管理審査通知様式

通知書番号

令和**年**月**日

経済産業大臣 殿

○○産業保安監督部長 殿

又は那覇産業保安監督事務所長 殿

日本検査株式会社 代表取締役社長 野 呂 克 彦 印

定期安全管理審査結果の通知について

電気事業法第55条第4項の規定に基づき定期安全管理審査(以下、「審査」という。)を行ったので、同法第55条第6項において準用する同法第51条第5項に基づき、審査結果を別紙のとおり通知します。

1. 審査を受けた組織

設置者名

申請番号 申請種別 申請年月日

前回評定通知年月日および番号

審査を受けた組織の名称及び所在地(検査の実施場所)

協力事業者(名称及び所在地)

2. 審査年月日

文書審査年月日及び実施場所 令和 年 月 日()

実地審査年月日及び実施場所 令和 年 月 日()

3. 審査を行った者の氏名

審査チーム長職責 氏名

審査員職責 氏名

4. 検査の責任者氏名

職・氏名

5. 検査の内容

定期事業者検査の内容

6. 審査に適用した基準

7. 審査の結果

審査項目種別	審査項目	審査結果
	定期事業者検査の実施に係る組織	
	検査の方法	
	工程管理	
法定審查6項目	検査において協力した事業者がある場合に は、当該事業者の管理に関する事項	
	検査記録の管理に関する事項	
	検査に係る教育訓練に関する事項	
インセンティブ関	継続的な検査実施体制	
1 クピンディン関	保守管理体制	
ÆAL	高度な取組	

(内規様式 5 別紙-2)

- 8. 所見
- 8.1 総合所見

8.2 法定自主検査の実施に係る組織の適切性

(所見及び関連文書名)

8.3 検査の方法の適切性

(所見及び関連文書名)

8.4 工程管理の適切性

(所見及び関連文書名)

8.5 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理の適切性

(所見及び関連文書名)

8.6 検査記録の管理の適切性

(所見及び関連文書名)

8.7 検査に係る教育訓練の適切性

(所見及び関連文書名)

8.8 インセンティブ関連審査項目の適切性

(所見及び関連文書名)

8.9 定期事業者検査実施時期に係る評価結果

(所見及び(該当すれば)制約条件)

9. 安全管理審査において参照した資料名

(内規様式 6) 溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認結果報告様式

番 号

年 月 日

経済産業大臣 殿

○○産業保安監督部長 殿

又は那覇産業保安監督事務所長 殿

住所:

氏名: 日本検査株式会社

代表取締役社長 野呂 克彦 印

溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認結果について

平成〇年〇月〇日付け第〇号をもって〇〇から申請のあった使用前(定期)安全管理審査の中で溶接事業者検査の実施状況及びその結果を確認しましたので、その結果を次のとおり報告します。

1. 確認を受けた組織

設置者名(確認を受けた組織の名称及び所在地):

協力事業者(名称及び所在地):

溶接事業者検査実施場所(溶接施工工場名及び発電所名等並びに所在地):

- 2. 確認年月日及び実施場所
- 3. 適用基準
- 4. 溶接事業者検査の内容

検査の対象

検査の方法

検査の結果

検査結果に基づく補修等の有無

- 5. 確認結果
- 6. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認において参照した資料名
- 7. 備考

(内規様式7) 設置者に対する審査及び評定結果の通知様式

番		号
年	月	日

\bigcirc)株i	式会社	
\bigcirc	\bigcirc	$\bigcirc\bigcirc$	殿

経済産業大臣	$\bigcirc\bigcirc$	$\circ\circ$
○○産業保安監督部長	$\bigcirc\bigcirc$	$\circ\circ$
又は那覇産業保安監督事務所長	$\bigcirc\bigcirc$	00

定期安全管理審査の審査結果及び評定結果の通知について

平成〇年〇月〇日付け第〇号をもって〇〇から通知があった上記の件について、電気事業法第51条第7項(第55条第6項において準用する同法第51条第7項)の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査を受けた組織の名称

2. 審査基準

使用前・定期安全管理審査実施要領(内規) (平成29年3月31日付け20170323商局第3号)

3. 審査結果

審查項目種別	審査項目	審査結果
	法定自主検査の実施に係る組織	
	検査の方法	
	工程管理	
 法定審査 6 項目	検査において協力した事業者がある場合には、	
	当該事業者の管理に関する事項	
	検査記録の管理に関する事項	
	検査に係る教育訓練に関する事項	
ノン・セン・ニュブ関連項目	継続的な検査実施体制	
インセンティブ関連項目 	保安力の水準	

4. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認結果

- 当該審査を受けた組織は、溶接事業者検査が適切に実施されている。
- 当該審査を受けた組織は、溶接事業者検査が適切に実施されていない。

5. 評定結果(次のうち、いずれかを記載)

- 当該審査を受けた組織は、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守 管理に関する十分かつ高度な取組を実施している。
- 当該審査を受けた組織は、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられている。
- 当該審査を受けた組織は、定期事業者検査の実施につき体制がとられている。
- 当該審査を受けた組織は、使用前自主(定期事業者)検査の実施につき体制がとられていない。

6. 次回の定期安全管理審査の受審時期

電気事業法施行規則第94条の5(第1項第3号、第6号)の規定に基づき受審すること。

(内規様式8) 火力設備に係る設置者に対する審査結果並びに定期事業者検査実施時期の通知様式

番		둗
年	月	Н

\bigcirc	○株:	式会社	
\subset		00	殿

経済産業大臣	$\bigcirc\bigcirc$	\circ
○○産業保安監督部長	$\bigcirc\bigcirc$	\circ
又は那覇産業保安監督事務所長	$\bigcirc\bigcirc$	\circ

定期安全管理審査の審査結果及び評定結果並びに定期事業者検査の実施時期の通知について

令和〇年〇月〇日付け第〇号をもって〇〇から通知があった上記の件について、電気事業法第55条第6項において準用する同法第51条第7項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査を受けた組織の名称

2. 審査基準

使用前・定期安全管理審査実施要領(内規) (平成29年3月31日付け20170323商局第3号)

3. 審査結果

審査項目種別	審査項目	審査結果
	法定自主検査の実施に係る組織	
	検査の方法	
	工程管理	
 法定審査 6 項目	検査において協力した事業者がある場合には、	
///// /// // // // // //	当該事業者の管理に関する事項	
	検査記録の管理に関する事項	
	検査に係る教育訓練に関する事項	
	継続的な検査実施体制	
インセンティブ関連項目	保守管理体制	
	高度な取組	

4. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認結果

- 当該審査を受けた組織は、溶接事業者検査が適切に実施されている。
- 当該審査を受けた組織は、溶接事業者検査が適切に実施されていない。

5. 評定結果(次のうち、いずれかを記載)

- 当該審査を受けた組織は、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守 管理に関する十分かつ高度な取組を実施している。
- 当該審査を受けた組織は、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施している。
- 当該審査を受けた組織は、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられている。
- 当該審査を受けた組織は、定期事業者検査の実施につき体制がとられている。
- 当該審査を受けた組織は、定期事業者検査の実施につき体制がとられていない。

6. 定期事業者検査の実施時期(電気工作物の種類及び施設番号ごとに記載)

7. 次回の定期安全管理審査の受審時期

電気事業法施行規則第73条の6又は第94条の5に規定する組織に係る審査基準

審査機関は、定期安全管理審査においては、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第51条第4項及び電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。)第73条の8第1項に規定する審査項目、また、定期安全管理審査においては、法第55条第5項及び省令第94条の7に規定する審査項目(以下「法定審査6項目」という)について、的確に構築され機能しているかどうかを審査しなければならない。

<法定審査6項目>

- ① 法定事業者検査の実施に係る組織
- ② 検査の方法
- ③ 工程管理
- ④ 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- ⑤ 検査記録の管理に関する事項
- ① 検査に係る教育訓練に関する事項

また、省令第73条の6第1号若しくは第2号又は第94条の5第1項第1号から第4号若しくは第2項第1号に規定する組織に係る使用前(定期)安全管理審査においては、法定審査6項目に加えて省令第73条の6第1号又は第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号に係るインセンティブ関連項目に適合しているかどうかを審査しなければならない。

さらに、定期安全管理審査を受ける組織が、前回と今回の定期安全管理審査申請書の提出日の間に 当該電気工作物に係る法第52条に規定する溶接事業者検査を実施した場合には、溶接事業者検査の 実施状況及びその結果を定期安全管理審査の中で、確認しなければならない。また、定期安全管理審 査を受ける組織が、前回と今回の定期安全管理審査申請書の提出日の間に法第52条に規定する溶接 事業者検査を実施した場合には、定期安全管理審査の中で確認されたものを除く全ての溶接事業者検 査の実施状況及びその結果を定期安全管理審査の中で、漏れなく確認しなければならない。

また、溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認にあたっては、「内規添付資料1-7 溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認項目」を適用する。

電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に係る審査基準

1. 法定事業者検査の実施に係る組織

以下の事項について審査しなければならない。

(1)検査実施体制の構築

- ① 法定事業者検査実施組織が、検査実施体制を検査が一元的に管理される組織ごとに構築していること。
- ② 定期事業者検査を行う場合は法第51条に基づき、定期事業者検査を行う場合は法第55条に基づき、適切に検査を行うことができる実施体制が構築されていること。
- ③ 検査実施体制に電気工作物の種類に応じて必要な主任技術者が含まれていること。
- ④ 法定事業者検査実施組織における役割分担、責任及び権限を明確にしていること。 なお、検査に協力事業者がいる場合には、設置者と協力事業者の相互関係を明確にしている こと。
- ⑤ 法定事業者検査実施組織は、検査の計画及び実施に関する審査及び承認を適切に実施していること。

(2)検査員の確保

- ① 法定事業者検査実施組織は、検査に従事する検査員の必要な教育又は訓練を受講又は経験しているものの中から、必要な数の検査員を確保していること。
- ② 検査を適切に行うため、必要な数の検査員が必要な箇所へ配置されていること。

2. 検査の方法

以下の事項について審査しなければならない。

2.1. 検査に対する要求事項の明確化及びレビュー

法定事業者検査実施組織は、検査を適切に行うために必要な要求事項を次の観点から明確に文書化するとともに、検査を行う前にその内容のレビューを完了していること。

2.1.1 要求事項の明確化

- ① 検査に関連する法令要求事項
- ② 明示されてはいないが、検査に不可欠な要求事項
- ③ 法定事業者検査実施組織が必要と判断する追加要求事項

2.1.2 要求事項のレビュー

検査に対する要求事項が定められていること。

2.2. 測定機器等の管理

- ① 法定事業者検査実施組織は、実施すべき測定の方法を明確にしていること。また、そのために必要な測定機器を明確にしていること。
- ② 法定事業者検査実施組織は、①の測定方法に従い各検査を適切に実施していること。

- ③ 検査の判定に使用する測定機器に関し、次の事項を満たしていること。
 - a) 測定機器に関し適切な精度維持方法が定められ、かつ、その方法どおりに校正は検証が 確実に実施されていることを確認する。
 - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態が明確にできる識別をする。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
- ④ さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録していること。
- ⑤ 要求事項にかかわる測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した測定ができることを確認していること。

2.3. 検査計画の策定

検査の計画にあたっては、次の事項について該当するものを明確にすること。

- a) 具体的な検査の方法及び判定基準
- b) その検査実施に必要な検査員の配置や使用する測定機器等
- c) 検査の方法及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録

3. 工程管理

以下の事項について審査しなければならない。

3.1. 検査の完了確認

検査計画で決めた検査方法を満たし、検査がすべて完了していることを確認していること。

3.2. 不適合品の管理

- ① 法定事業者検査実施組織は、次のいずれかの方法で、不適合品が処理されていること。
 - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
 - b) 当該権限をもつ者が、特別採用によって、合格と判定することを許可する。ただし、当然 のことながら、技術基準を満たしていないものを特別採用することはできない。
 - c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。
- ② 不適合品の記録及び、不適合品に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持していること。
- ③ 検査において不適合品に対して処置を施した場合には、技術基準への適合性を実証するための 再検査を行っていること。

4. 検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

審査機関は、協力事業者がある場合には、設置者が、当該事業者の管理に関する以下の事項を定めて実施し、記録していることについて審査しなければならない。

- ① 協力事業者への要求事項
- ② 協力事業者の選定、評価基準及びその結果
- ③ 協力事業者に委託する業務に対する検証要領
- ④ 協力事業者に委託した業務に対する検証結果

5. 検査記録の管理に関する事項

以下の事項について審査しなければならない。

5.1. 一般事項

- ① 法定事業者検査実施組織は、要求事項への適合の証拠を示すために、記録を作成し、保存していること。
- ② 記録は、読みやすく、容易に識別可能で、検索可能であること。
- ③ 記録の保管、保護及び廃棄を実施していること。また、必要な期間保存していること。

5.2. 記録の作成

法定事業者検査実施組織は、省令第73条の5又は省令第94条の4に基づき、検査の結果の記録として、次に掲げる事項を記載していること。

- a) 検査年月日
- b) 検査の対象
- c) 検査の方法
- d) 検査の結果
- e) 検査を実施した者の氏名
- f) 検査の結果に基づいて補修等の処置を講じたときは、その内容
- g) 法定事業者検査の実施に係る組織
- h) 検査の実施に係る工程管理
- i) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- i) 検査記録の管理に関する事項
- k) 検査に係る教育訓練に関する事項

5.3. 記録の保存

法定事業者検査実施組織は、検査の結果の記録について、5.2.a)からf)までに掲げる事項については5年間保存するものとし、g)からk)までに掲げる事項については、当該検査を行った後、法第51条第7項(法第55条第6項において準用する場合を含む。)の通知を受けるまでの期間保存するものであること。

6. 検査に係る教育訓練に関する事項

以下の事項について審査しなければならない。

6.1. 検査員の確保

- ① 検査に従事する要員に必要な教育、訓練、経験を明確にする。
- ② 必要な教育・訓練又は他の処置を確実に実施する。

6.2. 教育訓練記録の作成及び維持

教育、訓練、経験について該当する記録が作成され、保存されていること。

電気事業法施行規則第73条の6第1号又は第94条の5第1項第3号に規定する組織に係る審査基準

1. 法定事業者検査の実施に係る組織

以下の事項について審査しなければならない。

- 1.1 すべての法定事業者検査実施体制に対する要求事項
- 1.2 継続的な法定事業者検査実施体制に対する要求事項

1.1. すべての法定事業者検査実施体制に対する要求事項

内規添付資料1-1の「1. 法定事業者検査の実施に係る組織」の規定に準ずる。

1.2. 継続的な法定事業者検査実施体制に対する要求事項

審査機関は、法定事業者検査実施組織が法定事業者検査の実施につき十分な体制がとられているか 否かを、次の観点から、審査しなければならない。

・継続的な検査実施体制を構築し、維持するため1.1及び以下(1.2.~6.) に示す事項についてマニュアル化され、維持していること。

1.2.1 組織及び検査実施体制

- ① 設置者は、検査の法的な位置付けを十分に理解した上で、品質方針及び品質目標を明確に し、組織及び実施体制を構築していること。
- ② 検査マニュアルについて、検査業務によって得られた知見、監査等によって得られた知見を 的確に反映する観点から、必要の都度及び定期的な見直しを行う仕組みを有していること。
- ③ 検査マニュアルに従って組織運営が適切に機能する状況にあること。
- (1) 法定事業者検査実施組織を構成する人的管理 法定事業者検査実施組織は、構成する人的管理として、「6. 検査に係る教育訓練に関する事項」を構築し、維持していること。
- (2) 測定機器等

法定事業者検査実施組織は、検査に必要な測定機器等を明確にし、維持管理していること。

(3)検査の方法の規定

法定事業者検査実施組織は、あらかじめ法及び省令等に適合する検査の方法を規定しておくこと。

1.2.2 文書及び記録の管理

法定事業者検査実施組織は、文書管理及び記録の管理を規定する手順を構築していること。

1.2.3 評価及び改善

- (1) 内部監査
 - ① 法定事業者検査実施組織は、検査の実施体制について、次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査する仕組みを構築し、維持していくこと。
 - a) 検査の実施体制が法に定める要求事項に適合し、法定事業者検査実施組織が決めた検査に 関する要求事項に適合していること。
 - b) 検査の実施体制が効果的に構築され、維持されていること。
 - ② 監査員は自らの検査は監査しないこと。
 - ③ 監査の計画及び実施、結果の作成及び結果の報告、記録の維持に関する責任並びに要求事項を「文書化された手順」の中で規定していること。

④ 監査された領域に責任をもつ管理者は、発見された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく必要な修正及び是正処置が講じられることを確実にする仕組みを構築し、維持していること。フォローアップには、講じられた処置の検証及び検証結果の報告を含める仕組みを構築し、維持していること。

(2) 是正処置

- ① 法定事業者検査実施組織は、検査によって得られた情報を基に、是正処置を講ずるための以下の仕組みを有していること。
- ② 法定事業者検査実施組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとること。
- ③ 是正処置は、発見された不適合が有する影響に見合うものであること。
- ④ 次の事項に関する要求事項を規定するために「文書化された手順」を確立していること。
 - a) 不適合の内容確認
 - b) 不適合の原因の特定
 - c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
 - d) 必要な処置の決定及び実施
 - e) 講じた処置の結果の記録
 - f) 講じた是正処置の有効性のレビュー

(3) 予防処置

- ① 法定事業者検査実施組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、その原因を除去する処置を決めていること。
- ② 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものであること。
- ③ 次の事項に関する要求事項を規定するために「文書化された手順」を確立していること。
 - a) 起こり得る不適合及びその原因の特定
 - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定及び実施
 - d) 講じた処置の結果の記録
 - e) 講じた予防処置の有効性のレビュー

2. 検査の方法

内規添付資料1-1の「2.検査の方法」の規定に準ずる。

この場合において、「2.1.2 要求事項のレビュー」の審査事項については、内規添付資料1-1の「2.1.2 要求事項のレビュー」の規定を①とし、「② 検査に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されていること。」を加える。また、内規添付資料1-1の「2.2. 測定機器等の管理」の③. a)において、「測定機器に関し適切な精度維持方法が定められ、かつ、その方法どおりに校正又は検証が確実に実施されていることを確認する。」とされている審査事項は、「定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正に用いた基準を記録する。」と読み替えるものとする。

3. 工程管理

内規添付資料1-1の「3. 工程管理」の規定に準ずる。

4. 検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

添付資料1-1の「4. 検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項」の規定に準ずる。

5. 検査記録の管理に関する事項

内規添付資料1-1の「5.検査記録の管理に関する事項」の規定に準ずる。

この場合において、「5.2. 記録の作成」の審査事項については、内規添付資料1-1の「5.2. 記録の作成」の規定を①とし、「② 「継続的な検査実施体制」を構築している法定事業者検査実施組織においては、マニュアルの是正、予防処置等による見直しを実施した場合には、その内容を記録しておくこと。」を加える。また、内規添付資料1-1の「5.3. 記録の保存」の審査事項において、なお書きとして、「なお、「継続的な法定事業者検査実施体制」を構築している法定事業者検査実施組織においては、マニュアルの是正、予防処置等による見直しを実施した場合は、その記録を法第51条第7項(法第55第6項において準用する場合を含む。)の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。」を加える。

6. 検査に係る教育訓練に関する事項

内規添付資料1-1の「6.検査に係る教育訓練に関する事項」の規定に準ずる。

電気事業法施行規則第94条の5第1項第2号に規定する組織に係る審査基準

第1章 法定審査6項目及び継続的な検査実施体制

1. 法定事業者検査の実施に係る組織

内規添付資料1-2の「1. 法定事業者検査の実施に係る組織」の規定に準ずる。

2. 検査の方法

内規添付資料1-2の「2.検査の方法」の規定に準ずる。

3. 工程管理

内規添付資料1-2の「3. 工程管理」の規定に準ずる。

4. 検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

内規添付資料1-2の「4.検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項」の規定に準ずる。

5. 検査記録の管理に関する事項

内規添付資料 1-2の「5. 検査記録の管理に関する事項」の規定に準ずる。 この場合において、内規添付資料 1-1の「5.3. 記録の保存」の審査項目において、「5年間」 とあるのは「5年と次回評定通知を受けるまでの期間とのいずれか長い期間」と読み替えるものと する。

6. 検査に係る教育訓練に関する事項

内規添付資料1-2の「6.検査に係る教育訓練に関する事項」の規定に準ずる。

第2章 インセンティブ関連項目(継続的な検査実施体制を除く)

審査機関は、設置者が保守管理のための体制について、十分な保守管理体制を構築し、維持するため、以下に示す事項についてマニュアル化され、維持しているか否かを、審査しなければならない。

1. 保守管理のための組織

以下の事項について審査しなければならない。

1.1. 保守管理体制に対する要求事項

(1)保守管理体制の構築

- ① 設置者は、品質方針及び品質目標を明確にし、組織及び実施体制を構築していること。
- ② 保守管理組織における役割分担、責任及び権限を明確にしていること。なお、保守管理組織に協力事業者がいる場合には、設置者と協力事業者の相互関係を明確にしていること。
- ③ 保守管理体制にボイラー・タービン主任技術者が含まれていること。

(2)保守管理要員の確保

保守管理組織は、「2. 保守管理の方法」に示す保守管理に従事する要員の必要な教育又は訓練を 受講又は経験しているものの中から、管理要員を確保していること。

1.2. 文書の管理

保守管理組織は、文書の管理を規定する手順を構築していること。

1.3. 評価及び改善

保守管理マニュアルについて、保守管理業務によって得られた知見、監査等によって得られた知見 を明確に反映する観点から、必要の都度及び定期的な見直しを行う仕組みを有していること。ま た、保守管理マニュアルに従って組織運営が適切に機能する状況にあること。

(1)内部監査

- ① 保守管理組織は、「2.保守管理の方法」について、次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査する仕組みを構築し、維持していること。
 - a) 保守管理組織が決めた保守管理に関する要求事項に適合していること。
 - b) 保守管理の方法が効果的に構築され、維持されていること。
- ② 監査員は自ら携わった事項について監査しないこと。
- ③ 監査の計画及び実施、結果の作成及び結果の報告、記録の維持に関する責任並びに要求事項を「文書化された手順」の中で規定していること。
- ④ 発見された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく必要な修正及び是正処置が講じられることを確実にする仕組みを構築し、維持していること。フォローアップには、講じられた処置の検証及び検証結果の報告を含める仕組みを構築し、維持していること。

(2) 是正処置

- ① 保守管理組織は、「2. 保守管理の方法」に基づき実施した結果によって得られた情報を基 に、不適合の原因を除去する処置をとること。
- ② 是正処置は、発見された不適合が有する影響に見合うものであること。
- ③ 次の事項に関する要求事項を規定するために「文書化された手順」を確立していること。
 - a) 不適合の内容確認
 - b) 不適合の原因の特定
 - c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
 - d) 必要な処置の決定及び実施
 - e) 講じた処置の結果の記録
 - f) 講じた是正処置の有効性のレビュー

(3) 予防処置

- ① 保守管理組織は、「2.保守管理の方法」に基づき実施した結果、起こり得る不適合が発生することを防止するために、その原因を除去する処置を決めていること。
- ② 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものであること。
- ③ 次の事項に関する要求事項を規定するために「文書化された手順」を確立していること。
 - a) 起こり得る不適合及びその原因の特定
 - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定及び実施
 - d) 講じた処置の結果の記録
 - e) 講じた予防処置の有効性のレビュー

2. 保守管理の方法

以下の事項について審査しなければならない。

2.1. 保守管理に対する要求事項の明確化及びレビュー

保守管理組織は、あらかじめ保安が確保できるよう保守管理を適切に行うために必要な要求事項を 文書化するとともに、定期的に又は必要に応じてその内容のレビューを完了していること。

2.1.1. 要求事項の明確化

- ① 「別表1 運転管理」の「1. 運転管理」に示す運転管理の方法及び判定基準
- ② 「別表 2 日常点検」が示す日常点検の方法及び判定基準
- ③ 「別表3 定期点検」が示す定期点検の方法及び判定基準
- ④ ボイラー等の主要部位の余寿命診断の方法及び判定基準
- ⑤ 蒸気タービンの主要部位の特別精密点検の方法及び判定基準

2.1.2. 要求事項のレビュー

保守管理に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されていること。

2.2. 測定機器等の管理

保守管理組織は、「2.保守管理の方法」に示す「別表1 運転管理」に必要な測定機器等を明確にし、維持管理していること。

- ① 保守管理組織は、運転管理の実施にあたり測定の方法を明確にしていること。また、そのために必要な測定機器を明確にしていること。
- ② 保守管理組織は、①の測定方法に従い運転管理を適切に実施していること。
- ③ 運転管理の判定に使用する測定機器に関し、次の事項を満たしていること。
 - a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正に用いた基準を記録する。
 - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態が明確にできる識別をする。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
- ④ さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でこれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録していること。
- ⑤ 要求事項に関わる測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した測定ができることを確認していること。

3. 異常、事故及び事故防止等の対応

以下の事項について審査しなければならない。

- ① 異常発生時において、補修等を決定する方法を定めて実施していること。
- ② 異常及び事故発生時の連絡体制を構築していること。
- ③ ボイラー等又は蒸気タービンに係る以下の事象に関する対応及び処置等について、記録していること。
 - a) ボイラー等又は蒸気タービンが定格圧力の5%を超えて運転された時間が、年間12時間を超えた場合
 - b) ボイラー等又は蒸気タービンが、定格温度より28℃以上高い温度で運転された場合、
 - 8 ℃以上高い温度で運転された時間が年間400時間を超えた場合、又は14 ℃以上高い温度で運転された時間が80時間を超えた場合
 - c) ボイラー等又は蒸気タービンにおいて、事故又は故障が発生した場合
 - d) 蒸気タービンにおいて、軸受振動による警報が発信した場合(昇速中のものを除く。)
 - e) 蒸気タービンにおいて、ロックアウトによる非常調速装置その他の非常停止装置の作動試験で異常を認めた場合
- ④ ボイラー等の事故防止対策として、次に掲げる事項が適切に実施されていること。
 - a) 起動停止の増加によるSUSスケール堆積の増加若しくは低サイクル疲労損傷の増加又は

炭種追加によるエロージョンの増加が発生するおそれのある箇所には、次の事故防止対策が行われていること。

起動停止の増加によるもの	・管ベント部についてSUSスケール堆積の管理基準が定められ、それに基づいて維持、管理されていること。・異材溶接部には、インコネル系溶接棒が使用されていること。・管寄管台はフレキシブル化されていること。・溶接部端部はR加工されていること。
炭種追加によるエロージョンの増加に	・管の耐摩耗性評価に基づく混炭等の運用が定められ、それ
よるもの	に基づいて維持、管理されていること。

- b) 累積運転時間が10万時間を超えるボイラー等にあっては、主要部位の余寿命診断が適切に実施され、その結果算定された余寿命を評価し、適切に管理していること。
 - c) 次に掲げるボイラー等においては、エロージョン対策又は腐食対策が行われていること。

エロ-ジョン対策が必要なもの	・石炭焚ボイラー・流動床ボイラー・バーク焚ボイラー・製鉄廃熱ボイラー・セメント廃熱ボイラー
腐食対策が必要なもの	・ゴミ焼却廃熱ボイラー ・黒液燃焼ボイラー

4. 保守管理において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

審査機関は、協力事業者がある場合には、設置者が、当該事業者の管理に関する以下の事項を定めて実施し、記録していることについて審査しなければならない。

- ① 協力事業者への要求事項
- ② 協力事業者の選定、評価基準及びその結果
 - ① 協力事業者に委託する業務に対する検証要領
 - ② 協力事業者に委託した業務に対する検証結果

5. 保守管理記録の管理に関する事項

以下の事項について審査しなければならない。

5.1. 一般事項

- ① 保守管理組織は、要求事項への適合の証拠を示すために、記録を作成し、保存していること。
- ② 記録は、読みやすく、容易に識別可能で、検索可能であること。
- ③ 記録の保管、保護及び廃棄を実施していること。また、必要な期間保存していること。

5.2. 記録の作成

- ① 保守管理組織は、保守管理の結果の記録として、次に掲げる事項を記載していること。
 - a) 運転管理
 - b) 日常点検
 - c) 定期点検
 - d) ボイラー等の主要部位の余寿命診断
 - e) 蒸気タービンの主要部位の特別精密点検
 - f) 測定機器等の管理
 - g) 異常及び事故等に対する補修等を講じたときは、その内容

② 保守管理組織は、「1.3.評価及び改善」に基づき実施した結果、マニュアルの是正、内部監査及び予防処置等により見直した内容等を記録していること。

5.3. 記録の保存

保守管理組織は、4. 及び5. 2. 並びに6. の記録について、5年と法第55条第6項において 準用する法第51条第7項の通知を受けるまでの期間とのいずれか長い期間保存されているもので あること。

6. 保守管理に係る教育訓練に関する事項

以下の事項について審査しなければならない。

6.1. 管理要員の確保

- ① 保守管理に従事する要員に必要な教育、訓練、経験を明確にする。
- ② 必要な教育・訓練又は他の処置を確実に実施する。

6.2. 教育訓練記録の作成及び維持

教育、訓練、経験について該当する記録が作成され、保存されていること。

別表1 運転管理

1. 運転管理

次の項目について、運転管理基準を定め適切な運転管理を行うこと。

設備	運転管理項目	注
ボイラー	・過熱器及び再熱器の出口における蒸気の圧力及び温度	
	(ユニット方式の場合は、主蒸気止め弁の前及び再熱蒸気止め弁の前	
	における蒸気の圧力及び温度でもよい。)	
	・ボイラーの蒸気量又は給水流量	
	・ドラム内の水位	\circ
	・ドラム内の圧力	\circ
	・ボイラー水及び給水の水質	
	・使用燃料	
	・過熱器及び再熱器のスプレー水量又はスプレー前後の蒸気温度	\circ
	・ボイラーの効率	
	(ユニット方式の場合、ユニット総合効率でもよい。)	
蒸気タービン	・発電機の出力	
	(発電電力量でもよい。)	
	・主蒸気止め弁の前及び再熱蒸気止め弁の前の蒸気の圧力及び温度	\circ
	・蒸気タービンの速度	
	・蒸気タービンの排気圧力	\circ
	・蒸気タービンの抽気の圧力及び温度	\circ
	・蒸気タービンの軸受の入口における油圧	\circ
	・蒸気タービンの軸受温度又は軸受の出口における油温	
	・潤滑油の性状	\circ
	・蒸気タービンの制御油圧	\circ
	・蒸気加減弁の開度	\circ
	・蒸気タービンの振動	
	・蒸気タービンの効率	
	(ユニット方式の場合、ユニット総合効率でもよい。)	
	・車軸、車室の伸び及び伸び差(車室が2個以上あるものに限る。)	\circ

注)○印の項目は、必ずしも記録を要しない。ただし、運転管理基準に照らして異常のある場合は記録しておくこと。

別表 2 日常点検

次の項目について日常における巡視点検方法を定め、状況を確認すること。なお、巡視点検頻度は1日に1回以上とすること。

設備	日常点検項目
ボイラー安全弁	・シート部からの蒸気の漏えい
主要配管	・ハンガー類の異常
	・配管からの蒸気の漏えい
	・配管の振動
火炉	・燃焼状態
	・火炉内部の異常
蒸気タービン	・振動、異音
	・車室からの蒸気の漏えい

	・ボルト、ナット類のゆるみ
	・軸受の振動、異音、過熱及び排油の状態
主要熱交換器等	・蒸気の漏えい
	・水位
主要回転機	・本体の振動、異音、温度上昇
(蒸気タービンを除く)	・グランド部からの蒸気漏えい
	・軸受の油温、油面、油の漏えい
主要弁	・弁体の振動、異音
	・弁のグランド部、シート部からの蒸気等の漏えい

別表3 定期点検

次の項目について、各機器に応じて適切に組み合わせて実施すること。

- ① 開放又は分解による機器の点検
- ② 機器の作動・調整試験
- ③ 記録の点検

なお、具体的な点検内容は、次の表に沿って機器ごとに重要度、使用条件、点検結果等を考慮し、 実情に応じた適切な点検方法・頻度・判定基準等を定めて点検補修を行うこと。また、定期点検内容 のうち隔回ごとに点検を行うとあるものは、定期事業者検査の間隔が省令第94条の2第1項で定め る時期を超える場合には、前回の点検実施の有無によらず次回の定期事業者検査において当該項目の 点検を実施するものとし、それによらない場合は、過去の点検実績等を踏まえて適切な頻度の根拠を 明らかにすること。

また、当該設備において規定されていない項目であって、他の設備において規定されている項目がある場合はこれに準ずる。

○ボイラー等

項目	定期点検
1 ボイラー	○累積運転時間8万時間経過後を初回として8年ごと又は6~8万時間
(1)汽水胴	ごとに次の特別精密点検を行うことが望ましい。
起動バイパス用	・管台外面溶接部及び長手・周継手外面溶接部の代表箇所の磁粉探傷
フラッシュタンク	試験(以下「MT検査」という。)を行う。
を含む	・溶接で取付けられた内部装置を必要な個数取り外し、管台内面溶接
	部のMT 検査を行う。
(2)水胴	_
(3)管寄	○フレキシブル対策及び溶接部端部のR加工のいずれも未実施の管寄管
(A)火炉	台溶接部は代表点を選定し、溶接部の浸透探傷試験(以下「PT検
節炭器	査」という。)を行う。
	○累積運転時間8万時間経過後、代表箇所の管寄管台溶接部及び支持金
	物溶接部のPT検査を行うことが望ましい。
	○累積運転時間8万時間経過後、次の特別精密点検を行うことが望まし
	Ų 1₀
	・管寄の長手・周継手外面溶接部の代表箇所を選定し、MT検査を行
	う。
(B)過熱器	○フレキシブル対策及び溶接部端部のR加工のいずれも未実施の管寄管
再熱器	台溶接部は代表点を選定し、溶接部のPT検査を行う。
	○累積運転時間8万時間経過後、代表箇所の管寄管台溶接部及び支持金
	物溶接部のPT検査を行うことが望ましい。
	○累積運転時間8万時間経過後、次の特別精密点検を行うことが望まし

	UN.
	・管寄の長手・周継手外面溶接部の代表箇所を選定し、MT検査を行
	う。
(B)過熱器	[油焚ボイラー、ガス焚ボイラーの場合]
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
節炭器	T検査を行う。
AP//C 00	○SUSスケール対策を行っていないボイラーにあっては、代表箇所に
	ついてスケール堆積状況を確認する。
	○累積運転時間が8万時間以降必要に応じて管付着金物溶接部の代表箇
	所についてPT検査を行うことが望ましい。
	○油焚ボイラーの場合には、必要なインターバルを定め、過熱器管及び
	再熱器管の代表点の肉厚測定を行うことが望ましい。
	[油焚ボイラー、ガス焚ボイラー以外の場合]
	- ○インコネル系溶接棒を使用していない異材継手の代表箇所について P
	T検査を行う。
	○SUSスケール対策を行っていないボイラーにあっては、代表箇所に
	ついてスケール堆積状況を確認する。
	○累積運転時間が8万時間以降必要に応じて管付着金物溶接部の代表箇
	所について P T検査を行うことが望ましい。
	○必要なインターバルを定め、過熱器管及び再熱器管代表点の肉厚測定
	を行うことが望ましい。
2 弁	_
(1)安全弁	
(2)主要弁	
3 缶水循環ポンプ	_
4 ボイラーの附属設	[給水ポンプ] –
備	[服動用蒸気タービン]
/// (1)給水ポンプ及び駆	【『『年 』 『 『 』 『 』 『 』 『 』 『 』 『 』 『 』 『 』 『 』
(1)にかパンク及び感じ 動用蒸気タービン	異常を確認できる試験を行う。
到用糸丸グーレノ	
	│○必要なインターバルを定め、開放点検を行うことが望ましい。 │
(2)通風機	_
押込通風機	
誘引通風機	
ガス再循環通風機	
ガス混合通風機	
(3)空気予熱器	○空気出入口温度、差圧等によって空気予熱器の異常の有無を確認でき
	る試験を行う。
	○必要なインターバルを定め、伝熱面の点検を行うことが望ましい。
	○必えの「ファーハンととない、口が回いが次でリンことが重めしい。
(1)バーナー	
(2)油ポンプ	[油焚ボイラーの場合]
重原油ポンプ	○圧力、電流等によってポンプの異常の有無を確認できる試験を行う。
軽油ポンプ	○必要なインターバルを定め、開放点検を行うことが望ましい。
(3)微粉炭機	[石炭焚ボイラーの場合]
	- ○電流等によって微粉炭機の異常の有無を確認できる試験を行う。
	○必要なインターバルを定め、開放点検を行うことが望ましい。

注) 定期点検の項目では、定期検査解釈に規定された項目を除いている。

○蒸気タービン

項目	定期点検
1 蒸気タービン	○累積運転時間10万時間経過後、上半車室を取外し隔板、ラビリン
(1)車室	スパッキンを取り付けた状態で点検を行うことが望ましい。
	○隔回ごとに下半車室を含め隔板、ラビリンスパッキンを取外して点
	検を行うことが望ましい。
	○必要に応じて水平継手面の歪測定を行う。
(2)車軸、円板、動翼	○車軸は取出さず静かに回転させてバランスウエイト取付部の点検を
	行う。
	○隔回ごとに車軸を取外して点検を行うことが望ましい。
(3)隔板、噴口、静翼	○隔回ごとに隔板を取外して点検を行うことが望ましい。
	○必要に応じて以下の測定を行う。
	・間隙測定
	・スロート測定
(4)軸受	○車軸取外し周期に合わせて軸受部の点検を行う。
2 主要弁	○必要に応じて以下の測定を行う。
主蒸気止弁	・間隙測定
蒸気加減弁	・曲り測定
再熱蒸気止弁	
中間阻止弁	
3 調速装置	○補助油ポンプ等の作動試験を行う。
非常調速装置等	○隔回ごとに次の点検を行うことが望ましい。
	・レバー、リンク機構の摩耗、発錆状況の点検
	・サーボ弁、電磁弁の異物混入、摩耗状況の点検
	・油圧作動機器の摩耗状況の点検
4 復水器	○必要に応じて以下の検査を行う。
	・細管の漏えい検査(水張り)
	・細管の渦流探傷検査
5 蒸気タービンの附属	○必要に応じて給水側の漏えい検査を行う。
設備	○必要なインターバルを定め、水室を開放し内部及び細管の点検を行
(1)給水加熱器	うことが望ましい。

注)定期点検の項目では、定期検査解釈に規定された項目を除いている。

電気事業法施行規則第94条の5第1項第1号に規定する組織に係る審査基準

第1章 法定審査6項目及び継続的な検査実施体制

1. 法定事業者検査の実施に係る組織

内規添付資料1-2の「1. 法定事業者検査の実施に係る組織」の規定に準ずる。

2. 検査の方法

内規添付資料1-2の「2.検査の方法」の規定に準ずる。

3. 工程管理

内規添付資料1-2の「3. 工程管理」の規定に準ずる。

4. 検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

内規添付資料 1 - 2の「4. 検査において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項」の規定に準ずる。

5. 検査記録の管理に関する事項

内規添付資料 1-2の「5. 検査記録の管理に関する事項」の規定に準ずる。 この場合において、内規添付資料 1-1の「5.3. 記録の保存」の規定において、「5年間」 とあるのは「5年と法第 5 5条第 6項において準用する法第 5 1条第 7項の通知を受けるまでの 期間とのいずれか長い期間」と読み替えるものとする。

6. 検査に係る教育訓練に関する事項

内規添付資料1-2の「6.検査に係る教育訓練に関する事項」の規定に準ずる。

第2章 インセンティブ関連項目(継続的な検査実施体制を除く)

審査機関は、設置者が保守管理のための体制について、高度な保守管理体制を構築し、維持するため、以下に示す事項についてマニュアル化され、維持しているか否かを、審査しなければならない。

1. 保守管理のための組織

内規添付資料1-4の第2章「1、保守管理のための組織」の規定に準ずる。

2. 保守管理の方法

内規添付資料1-4の第2章「2.保守管理の方法」の規定に準ずる。

この場合において、「2.1.1.要求事項の明確化」の①の審査項目において、「① 「別表1運転管理」が示す1.運転管理の方法及び判定基準」とあるのは「① 「別表1 運転管理」が示す「1.運転管理」及び「2.高度な運転管理」の方法及び判定基準」と読み替えるものとする。

3. 異常、事故及び事故防止等の対応

内規添付資料1-4の第2章「3. 異常、事故及び事故防止等の対応」の規定に準ずる。

4. 保守管理において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

内規添付資料1-4の第2章「4.保守管理において協力事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項」の規定に準ずる。

5. 保守管理記録の管理に関する事項

内規添付資料 1 - 4の第 2 章 「5. 保守管理記録の管理に関する事項」の規定に準ずる。 この場合において、「5.2. 記録の作成」の①の審査項目に、「h) 高度な運転管理」を加える。

6. 保守管理に係る教育訓練に関する事項

内規添付資料1-4の第2章「6.保守管理に係る教育訓練に関する事項」の規定に準ずる。

別表1 運転管理

1. 運転管理

内規添付資料1-4の「別表1 運転管理」の規定に準ずる。

2. 高度な運転管理

2.1. 高度な運転管理のための組織

(1) 高度な運転管理体制の構築

- ① 保守管理組織は、その組織の中で異常兆候を早期に発見・把握するための実施体制を構築していること。
- ② 高度な運転管理に係る役割分担、責任及び権限を明確にしていること。なお、高度な運転管理 体制に協力事業者がいる場合には、設置者と協力事業者の相互関係を明確にしていること。

(2) 高度な運転管理要員の確保

保守管理組織は、「2.2. 高度な運転管理の方法」に示す高度な運転管理要員の必要な教育又は訓練を受講又は経験しているものの中から、管理要員を確保していること。

2.2. 高度な運転管理の方法

保守管理組織は、高度な運転管理によって得られた知見、監査等によって得られた知見を明確に反映する観点から、高度な運転管理の計画、実施及び評価・改善のプロセスを適切に構築し、異常兆候の早期発見に向けて次の項目について適切な運転管理を行うこと。

(1) 高度な運転管理の計画

- ① 保守管理組織は、設備安全性を高めるために実施する監視項目を定め、分析に必要なデータ要素等を設定していること。
- ② ①の項目を実施するためのInternet of Things(以下、「IoT」という。)・所内専用監視設備等の基盤を整備していること。
- ③ 異常が認められた際に対応する手順が確立していること。
- ④ IoT等の外部システムを利用する場合においては、開発事業者等との協力体制の確保及び機能保証に関する確認が完了していること。

(2) 高度な運転管理の実施

① 保守管理組織は、次の項目等について、IoT・所内専用監視設備等から得られるデータを収集・蓄積していること。

設備	高度な運転管理項目
ボイラー	・過熱器及び再熱器の出口における蒸気の圧力及び温度
	(ユニット方式の場合は、主蒸気止め弁の前及び再熱蒸気止め弁の前に
	おける蒸気の圧力及び温度でもよい。)
	・ボイラーの蒸気量又は給水流量
	・ドラム内の水位
	・ドラム内の圧力
	・ボイラー水及び給水の水質
	・使用燃料
	・過熱器及び再熱器のスプレー水量又はスプレー前後の蒸気温度
	・ボイラーの効率
	(ユニット方式の場合、ユニット総合効率でもよい。)
蒸気タービン	・発電機の出力
	(発電電力量でもよい。)
	・主蒸気止め弁の前及び再熱蒸気止め弁の前の蒸気の圧力及び温度
	・蒸気タービンの速度
	・蒸気タービンの排気圧力
	・蒸気タービンの抽気の圧力及び温度
	・蒸気タービンの軸受の入口における油圧
	・蒸気タービンの軸受温度又は軸受の出口における油温
	・潤滑油の性状
	・蒸気タービンの制御油圧
	・蒸気加減弁の開度
	・蒸気タービンの振動
	・蒸気タービンの効率
	(ユニット方式の場合、ユニット総合効率でもよい。)
	・車軸、車室の伸び及び伸び差(車室が2個以上あるものに限る。)

- ② 保守管理組織は、収集・蓄積したデータを基に、適切な周期において分析し、その結果に対する 評価を行っていること。
- ③ 定期事業者検査の実施時期が、定期事業者検査が終了した日以降4年を超える場合には、その時期を超えない時期までに、定期事業者検査で実施する試運転と同じ内容の負荷試験を実施し、前回の検査時と同等の健全性を維持していることを確認すること。この場合、可能な限り4/4出力により実施すること。

(3) 評価及び改善

- ① 保守管理組織は、適切な周期に高度な運転管理の計画に対する見直しを行い、その計画を変更する必要があるかを評価し、必要に応じてその改善を図っていること。
- ② 保守管理組織は、設備安全性をさらに高めていくために必要に応じてその他の組織等で取り組んでいる事例に係る情報を収集し、当該組織への適用の可能性を検討していること。

別表 2 日常点検

内規添付資料1-4の「別表2 日常点検」の規定に準ずる。

内規別表3 定期点検

内規添付資料1-4の「別表3 定期点検」の規定に準ずる。

溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認項目

審査機関は、溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認においては、法第52条及び省令第82条の2に関する以下の事項について確認を行う。

なお、確認の際には、溶接事業者検査記録(総括表)を基に、設置者に対してヒアリングするとともに、前回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日から今回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日までの間に実施した全ての検査記録の中から10%程度のサンプリング(民間製品認証制度を活用した一部の検査記録は除く。)を行い、その内容を確認することをもって、網羅的に溶接事業者検査の適切性を確認しなければならない。

【確認事項】

1. 検査の方法

- ① 設置者は、省令第79条及び第80条に規定されている溶接事業者検査の対象となる電気工作物を、適切に選定し、実施していること。
- ② 設置者は、省令第82条に基づき、溶接の状況について、法第39条に規定する技術基準に適合していることを十分な方法で検査し、次の事項を満たしていること。
 - a) 検査する電気工作物が検査項目に適した仕様を備えて工程管理が行われ、その確認が適切 な時期に行われていること。
 - b) 溶接施工工場及び設置場所で行われた検査の結果を検査責任者又は主任技術者が確認していること。
 - c) 検査開始前に決めた検査方法を満たし、検査が全て完了していることを確認していること。

2. 検査記録の保存

- ① 設置者は、省令第82条の2に基づき、溶接事業者検査の結果の記録として、同条各号に掲げる事項を記載しているものであること。なお、記録は、溶接作業が適切に実施され、適切に検査されたことを証明するために十分な客観的証拠であること。
- ② 設置者は、溶接事業者検査の結果の記録を、読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にするとともに、省令第82条の2に規定されている5年と法第51条第7項(法第55条第6項において準用する場合を含む。)の評定通知を受けるまでの期間とのいずれか長い期間、漏れなく保存していること。

(お問合せ先)

日本検査株式会社安全管理審査室

電話: 03-3537-3664 FAX: 03-3537-3679

メール: ankansin@nihonkensa.co.jp

URL: http://www.nihonkensa.co.jp/gyomu/ankan